

恵那市景観計画



平成 24 年 3 月

恵那市

<目 次>

はじめに	1
1. 景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～	1
2. 景観計画策定の目的	1
3. 恵那市景観計画の位置づけと構成	2
4. 景観計画の区域	3
第1章 恵那市の景観	4
1. 恵那市の景観構造 ～地形と土地利用～	4
2. 恵那市の景観的特徴 ～恵那市らしさを表す3つの景～	6
3. 地域自治区別の景観的特徴	13
第2章 良好な景観の形成に関する方針	40
1. 恵那市の目指す景観像	40
2. 景観形成の基本方針	41
3. 地域別の景観形成の方針	44
4. 景観体験軸の設定と方針	51
第3章 良好な景観形成を図るための基準	53
1. 景観形成基準	53
2. 届出を要する行為	58
3. 行為の届出・審査の流れ	59
第4章 屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項	60
1. 規制・誘導に関する基本的考え方	60
2. 表示・掲出にあたっての配慮事項	60
第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針	61
1. 景観重要建造物の指定の方針	61
2. 景観重要樹木の指定の方針	62
第6章 景観重要公共施設の指定および整備の方針	63
1. 景観重要公共施設の指定に関する考え方	63
2. 景観重要公共施設の景観形成方針	63
第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	65
1. 保全・創出すべき地域の景観の特色	65
2. 景観と調和のとれた営農方針	66
3. 農用地・農業用施設の整備に関する事項	66

第8章 地域別景観計画	69
1. 地域別景観計画の目的と位置づけ.....	69
2. 地域別景観計画の検討の方法・手順.....	69
3. 地域別景観計画の基本構成.....	70
第9章 景観形成重点地区	72
1. 景観形成重点地区の位置づけ.....	72
2. 景観形成重点地区の指定の手順.....	72
第10章 今後の進め方	74
1. 各地域の個性を生かした景観づくり.....	74
2. 規制・誘導による景観の保全・形成.....	74
3. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開.....	75
4. 総合的な推進体制づくり.....	76

1. 景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～

私たちが、自ら住む「まち」を考える場合、最初に思い浮かべるものは、視覚を中心とした五感で感じる「まちの“景観”」です。景観を通じて人々は地域を認識し、また自分たちが住んでいる故郷を感じます。昨今、景観が重要な課題として取り上げられるようになりましたが、これはまさに自分たちのアイデンティティを確立する上で、「まちの“景観”」が果たす役割に対する認識が高まってきたためといえます。

さらに、人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる競争力をいかに高めるかが重要な視点となっており、これらの観点からは、地域固有の歴史や産業・文化を映し出す“心地よく”“愛着の感じられる”景観が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まりつつあります。本市には、かつての城下町や宿場町としての面影を残す町並みや、坂折棚田等に代表される美しい田園景観があり、それらが人々を惹きつける集客資源ともなっています。これらの魅力をさらに高めて定住人口、交流人口を拡大し、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成が一つの大きなポイントとなります。また本市では恵那栗や山岡細寒天といった農産物の地域ブランド化に取り組んでいますが、このような取り組みを進める上で、生産地の景観イメージが果たす役割は大きいといえます。このように良好な景観の形成は、実は地域の活性化にも密接に関わっています。

本市の農山村地域を中心に、人口減少、少子高齢化が大きな社会問題となっていますが、一方で歴史的町並みや美しい田園景観、豊かな自然景観が多く残されています。これらの景観を保全し、活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。

2. 景観計画策定の目的

平成 15 年 7 月、これからの社会資本整備の方向性を示す「美しい国づくり政策大綱」（国土交通省）が発表され、「この国土を国民一人一人の資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代へ引き継ぐ」という理念が示されました。また時期を同じくして決定された「観光立国行動計画」（観光立国関係閣僚会議）でも、美しい景観等の地域の魅力を維持、向上、創造していくことの重要性がうたわれています。

このような背景のもと、平成 17 年 6 月にわが国で初めての景観についての総合的な法律として「景観法」が施行されました。本計画は、この景観法の第 8 条に規定する景観計画として定めるもので、良好な景観の形成に関する方針や、法的な強制力を伴う行為の制限事項等について定めるものです。

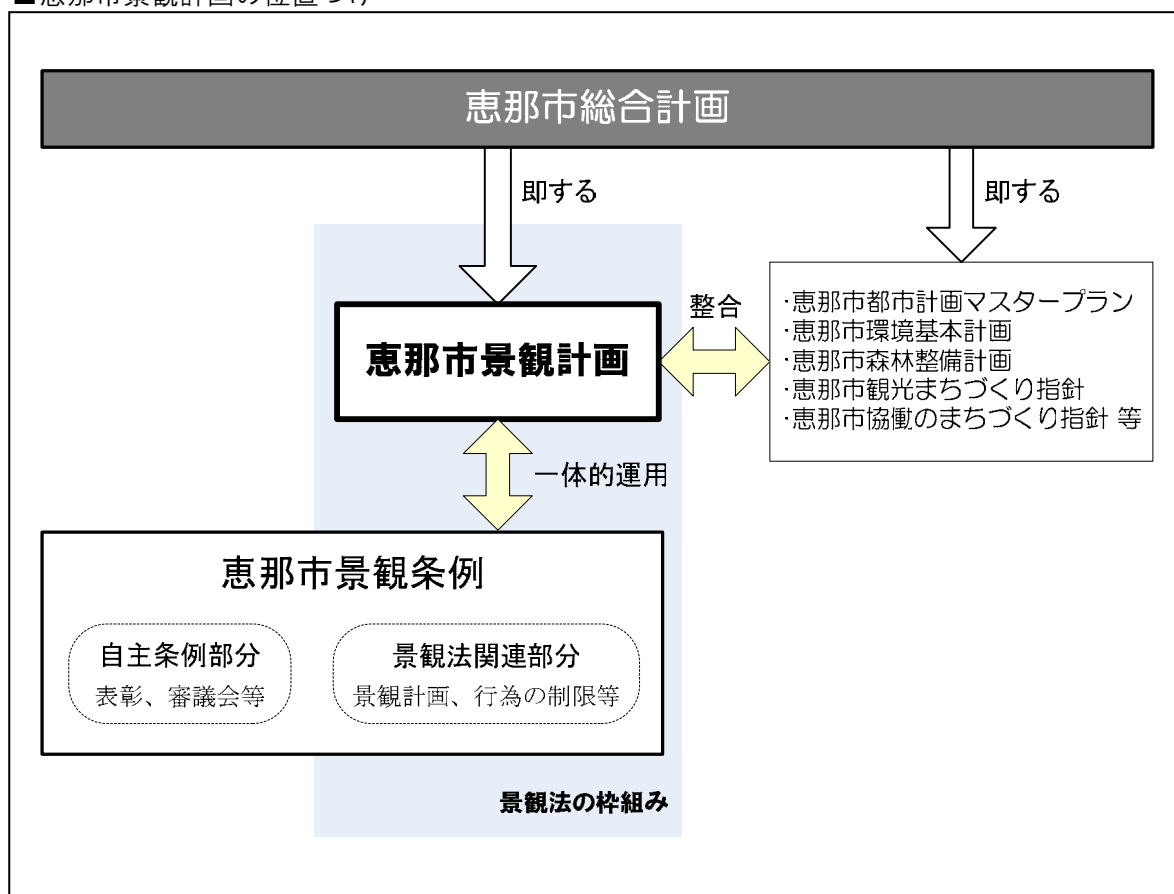
3. 恵那市景観計画の位置づけと構成

恵那市景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。

本計画は、恵那市総合計画に即し、恵那市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。具体的には景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めます。

なお、届出制度の運用状況の評価や、地域における景観まちづくりの進捗状況等を踏まえ、規制誘導の仕組みや計画の推進体制の充実を図り、「成長する景観計画」として、社会状況やニーズの移り変わり等にも対応することとし、公表から10年を目処に全体見直しを検討します。

■ 恵那市景観計画の位置づけ



■ 恵那市景観計画の構成

必須事項：景観法の中で必ず定めることとされている事項
選択事項：地域の特性に応じて選択して定めることができる事項



4. 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は**市全域**とします。「景観計画区域」では、景観への影響が大きい大規模な建築・開発行為等に対する規制・誘導を図ります。

なお、本市の景観形成を進める上で特に重要な地区や本市を代表するような特徴的な景観を有する地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として位置づけます。景観形成重点地区では、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定めることで、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

第1章 恵那市の景観

1. 恵那市の景観構造 ～地形と土地利用～

- ・本市は平均標高が約300mの山がちな地勢であり、標高179mから焼山の1,709mまで約1,500mの高低差があります。周囲は北部にそびえる笠置山(1,128m)、北西部の飯地高原、東部の保古山(969m)、根の上高原、西部の屏風山(794m)、夕立山(727m)、南部の焼山(1,709m)、三森山(1,100m)など、標高700～1,000m級の山に囲まれています。
- ・また、恵那盆地、岩村盆地、中野方盆地といったように、各地域も丘陵や山地に囲まれた地形となっており、それぞれの地域ごとのまとまり感が強いことも特徴です。
- ・地形の傾斜度を見ると0°～10°の緩傾斜の区域は恵那市の中心市街地が位置する阿木川沿いの標高280m以下の谷底平野と岩村町の岩村川沿い、山岡町の小里川沿いとなっており、緩傾斜地は連続していません。串原および上矢作町はそのほとんどが急傾斜地となっています。
- ・市内を流れる河川は、木曾川、阿木川、中野方川等の木曾川水系、矢作川、明智川、上村川等の矢作川水系、および小里川、土岐川等の庄内川水系の大きく3つの水系に分かれています。また市内には大井ダム、阿木川ダム、小里川ダム、矢作ダム等の7つのダムが存在し、大井ダム湖(恵那峡)および阿木川湖はダム湖百選にも認定されています。
- ・土地利用は市域約504㎏の内、約77%を森林が占めており、農用地が約7.0%、宅地が約2.7%となっています(平成21年岐阜県統計書)。また森林はヒノキ等の人工林の割合が約6割と高くなっています。農用地は水田が主であり、その他粟等の園芸作物も栽培されています。
- ・飛騨木曾川国定公園、恵那峡県立自然公園、胞山(えなさん)県立自然公園(一部)の3箇所が自然公園に指定されており、また「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、天瀑山と大船神社の2箇所が緑地環境保全地域に指定されています。

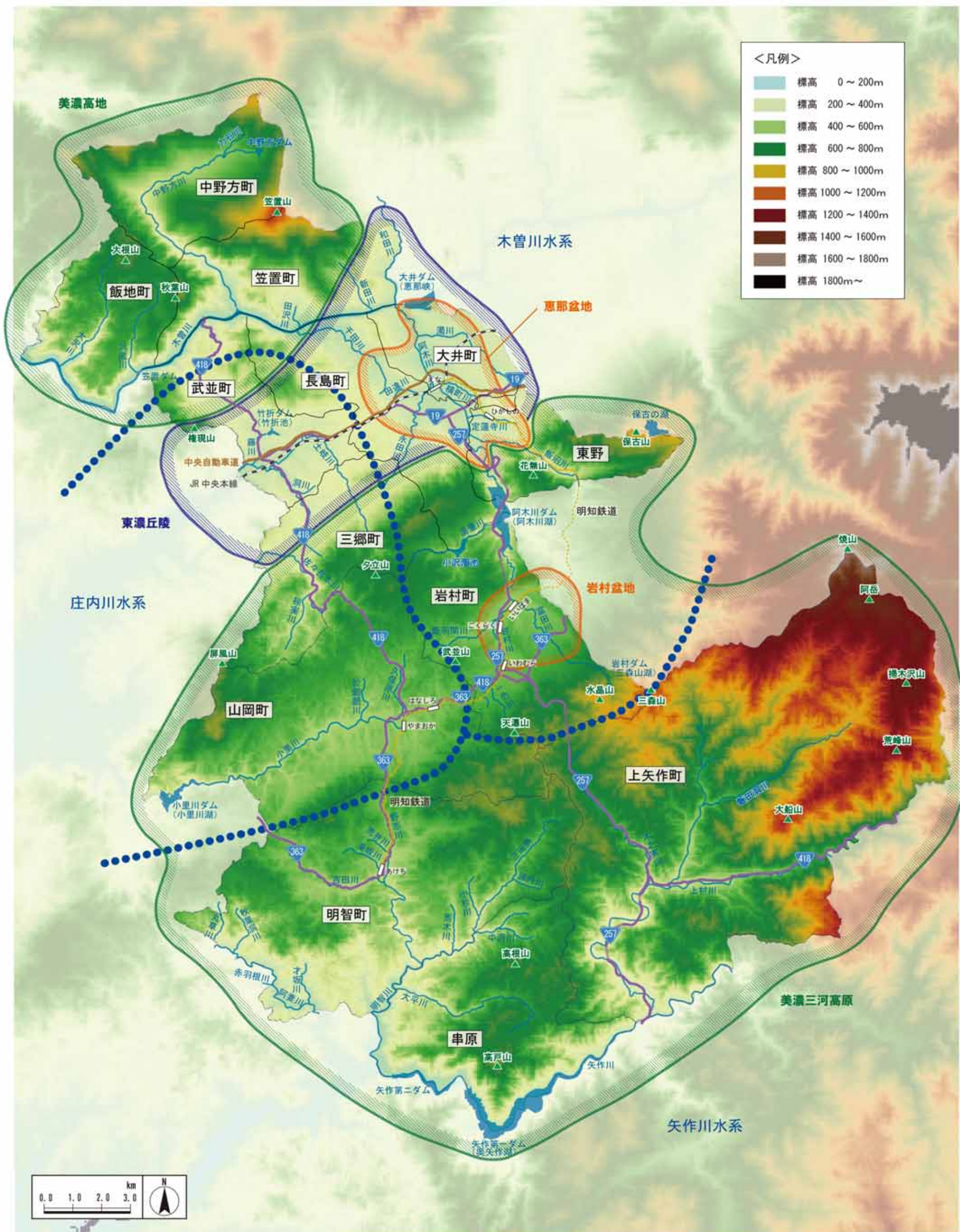


■自然公園・環境保全地域の指定状況

指定区分	名称	全体面積(ha)	指定年月日	特徴
		うち特別地域面積(ha)		
国定公園	飛騨木曾川	18,075	S39.3.3 H元.6.7	飛騨川・木曾川沿いの奇岩・峡谷美
県立自然公園	恵那峡	1,505 319	S29.9.14	恵那峡を中心とする峡谷美
	胞山	5,027 455	S29.9.14 S35.8.30 H16.3.18	高原・湖が一体となった自然景観美
緑地環境保全地域	天瀑山	68.20 10.50	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	大船神社	7.05 6.88	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地

(出典：恵那市環境基本計画)

■標高図



2. 恵那市の景観的特徴 ～恵那市らしさを表す3つの景～

① 変化に富んだ地形が作り出す山河の景

～山の見えるまち～

本市の市街地や幹線道路上からは恵那山や笠置山を良好に眺めることができます。また、高原地や丘陵上からは、遠方に御嶽山や中央アルプスを望むことができ、三郷町の中央アルプスを眺望できる雄大な田園景観は、「旧恵那市制40周年記念景観形成賞」を受賞しています。本市北部に位置する笠置山は、恵那山とともに東濃の名山として古くから親しまれ、10世紀後半に在位した花山天皇が京都の笠置山に似ていると言われたことから、その名前が付いたと言われています。このような山並みへの眺望景観は、山地・丘陵に囲まれた本市の景観を特徴付けるものであり、市民に広く親しまれている重要な景観です。



恵那峡越しの笠置山



甚平坂から眺められる御嶽山

～身近な山の緑～

市域の約8割を森林が占め、周囲を山地・丘陵に取り囲まれている本市では、どこにいても豊かな山の緑を眺めることができます。また、市内にはシデコブシを始めとする貴重な植物が多く自生するとともに、上矢作町の北東部にある「アライダシ自然観察教育林」にはブナ等の広葉樹とモミ、ツガ等の針葉樹が混じった手付かずの美しい森林が残されています。このような山の緑は、自然の豊かさを象徴するとともに、集落や市街地の背景として、本市の景観を特徴付けています。



集落を取り囲む山の緑（笠置町）

～細やかな地形が作り出すまとまり感～

本市は山地・丘陵、台地・段丘、低地といった細やかで変化に富む地形で構成されています。また、このような起伏の多い複雑な地形により、地域ごとのまとまり感が強いことも本市の景観の特徴となっています。

～清流と湖（ダム湖）～

本市には木曾川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、山と川の美しい自然景観が形成されています。市内にはホタルが生息する河川も多く見られ、各地域ではホタルが生息できるよう河川美化や保護区づくりに取り組んでいます。

また、本市にはダムも多く建設されており、大井ダム、阿木川ダム、小里川ダム、矢作ダム等、7つのダムおよびダム湖が存在することも本市の景観の大きな特徴です。大井ダムは日本初の発電用ダムであり、ダムによって形成された風光明媚な湖は、地理学者の志賀重昂によって恵那峡と命名され、県立自然公園にも指定されています。また、1991年に完成した阿木川ダムによって形成された阿木川湖は、恵那峡とともにダム湖百選に選定されています。

ダム湖ではありませんが、大正時代後期に築造された根の上高原の保古の湖は、県立自然公園に指定されており、四季折々の自然景観を楽しむことができます。



矢作川に合流する上村川



風光明媚な恵那峡

② 自然と歴史が育んだ土地利用・暮らしの景

～林業がつくる森林景観～

本市は良質な東濃ヒノキの産地であり、人工林の占める割合が比較的高く、森林を維持する上で間伐等の手入れを継続していく必要がありますが、近年では木材価格の低迷や担い手の高齢化・減少等、森林の維持管理には多くの課題があります。

森林は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など多くの機能を有しており、最近では、森林整備のための資金協力として「矢作川水源基金」や「恵那市水道水源保全かん養基金」の制度運用が行われ、また「えなの森林づくり推進委員会」による間伐モデル林事業など、森林の維持管理のための様々な取り組みが行われています。



モデル事業で間伐が行われた上矢作町の森林

～丘陵地ののどかな田園景観と棚田～

本市の市街地以外の盆地や丘陵地にはのどかな田園景観・農村景観が広がっています。中でも1989年（平成元年）に国土問題研究会より“農村景観日本一”の称号が与えられた岩村町の富田地区は、東から西に傾斜した盆地の中に、瓦と白壁の農家や土蔵が点在し、美しい田園景観が残されています。また、中野方町坂折地区の急傾斜地に開かれた棚田は、一つ一つ石で積み上げられた石積み棚田が特徴であり、全国でも有数の美しい景観が評価され、1999年（平成11年）に農林水産省の「日本の棚田百選」に認定されています。その他、笠置町の河合栃久保、三郷町の佐々良木西・東は、「ぎふの棚田21選」に認定されています。このような農村地域では、きれいに管理された畔や畑の角に栽培されている盆花など、農業を中心とした地域の長い営みが生んだ特徴的な景観が見られます。

また、山岡町における細寒天づくりは全国シェア9割を誇っており、冬季にロジと呼ばれる露天の棚に並べて干される寒天干しの風景は地域の風物詩ともなっています。このような地域の営みや生業が表れた景観も、恵那市らしさを表す景観です。



富田地区の農村景観



坂折棚田

～街道と宿・歴史的町並み～

本市には、江戸時代の五街道の一つで東西交流の大動脈であった中山道が通っており、長島町中野から武並町藤までは、ほぼ江戸時代のままの道が残されています。また中山道沿いには、江戸日本橋から数えて46番目の宿場である大井宿が存在し、外敵を防ぐ目的で造られた桁形の道路形状や大井宿本陣の表門が現在も残されています。市内の中山道の特徴は、高低差が124mと坂道が多く、甚平坂をはじめ「何々坂」と名づけられている坂が19箇所も存在します。また榎ヶ根、紅坂といった一里塚がほぼ原型を留めて残っていることも特徴です。このような街道と宿場は、史跡として価値も高く、本市の成り立ちを示す重要な景観です。

また本市には、1998年（平成10年）に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された岩村本通りの町並みや、「日本大正村」として市街地全体に大正時代のモダンな建物が点在する明智町など、歴史的な町並みが良好に残っている地域が存在します。岩村本通りは比較的軒の低い「厨子二階」と呼ばれる造りが多いのが特徴であり、また、各家の軒下や中庭を通り生活用水や防火用水として利用されていた「天正疎水」と呼ばれる用水は現在も利用されています。また明智町の日本大正村は、観光客のガイドやイベントの開催、主要施設の運営まで、地元のボランティアで取り組んでいるのが特徴であり、大正ロマンのまちとして多くの観光客が訪れています。



榎ヶ根一里塚



岩村本通りの町並み



明智町の町並み

～民俗と祭事～

本市には、県の重要無形民俗文化財に指定されている串原の中山太鼓や岩村町の獅子舞など、各地域ならではの独特の伝統文化が存在します。これら各地に古くから受け継がれてきた民俗芸能や祭事は、地域の文化や誇りが凝縮された、地域の団結のシンボルでもあります。このような民俗芸能や祭事は、舞台となる社寺や歴史的な町並みと合わせて、重要な伝統的景観といえます。



岩村町の獅子舞

～明知鉄道が走る風景～

本市の中心市街地と岩村町、山岡町、明智町を繋ぐ明知鉄道は、合併して広域化した本市を物理的、意識的に繋ぐ軸となる重要な要素です。起伏の多い市内をゆっくり走る明知鉄道の車窓からは、山、川等の豊かな自然景観やのどかな農村景観、そしてそれぞれの地域での暮らしの様子を連続して眺めることができ、本市の景観を体感できる重要な視点場となります。また、のどかな田園景観の中を走る鉄道自体が、人々の暮らしに溶け込んだ風景として市民に親しまれています。平成21年11月には、「明知鉄道の風景を考えるワークショップ」が開催され、明知鉄道の風景としての魅力が再確認され、明知鉄道を軸とした風景再生のあり方について議論が行われました。近年では利用者の減少が続き、厳しい経営状況にありますが、視点場として、また視対象としても重要な明知鉄道を生かしていくことが本市の景観を考える上で重要です。



田園景観の中を走る明知鉄道

③ 都市の賑わいや活力を生み出す市街地の景

～まちの顔 中心市街地～

JR恵那駅を中心とした大井町、長島町のエリアには、本市の行政・商業等の機能が集積する中心市街地が形成されています。本市の玄関口である恵那駅を中心に、県道恵那停車場線および国道19号沿いに形成されている近代的な町並み景観は、多くの人を迎え入れる本市の「顔」となる場所です。一方、近年は大型店舗の進出や郊外の新興住宅化が進む中、車社会の発達や消費者のニーズの変化に伴い、商店街の空き店舗が目立つなど、かつての街の賑わいが薄れているのも現状です。中心市街地の良好な景観形成は、「まちの顔」として、本市全体の印象を高めるとともに、景観形成に対する先導的役割を果たす意味でも重要です。



中心市街地の町並み



高台から見た中心市街地

～コミュニティがつくる住宅地の町並み～

本市の市街地には、宿場町等を母体とした既成市街地に形成された住宅地と、桜台団地や緑ヶ丘団地等の郊外部に計画的に整備された住宅地があります。これら住宅地の町並みは、地域の人々の生活が滲み出た、その地域の暮らし方が反映された景観といえます。本市には、手入れの行き届いた前庭の緑が連続する町並みなど、地域コミュニティの充実が伺える良好な景観が各地に見られます。このような、地域への愛着に支えられた人の温もりが感じられる住宅地の景観づくりが重要です。



手入れの行き届いた前庭の緑が連続する町並み

～産業と活力を支える工業地～

本市の武並町および三郷町には、岐阜県土地開発公社と恵那市が事業主体として開発された工業団地「恵那テクノパーク」が立地し、本市の産業と活力を支えています。恵那テクノパークは県下5番目の県営工業団地として昭和48年度に団地造成計画調査が始まり、昭和62年に工事が完了した第1期区画が32.9ha、平成4年に工事が完了した第2期区画が24.5ha、および平成22年に工事が完了した第3期区画が11.2haで合わせて68.6haの面積を有します。当該地は恵那山や中央アルプスが望める閑静で緑豊かな環境にあることから、設計、配置にあたっては自然との調和が考慮されています。また第2期工事に伴い移植された絶滅危惧種に指定されているシデコブシの一部が枯死したことから、第3期工事ではシデコブシの自生地を避けた形で造成が行われています。



恵那テクノパーク

3. 地域自治区別の景観的特徴

(1) 大井町

- ・ 大井町は本市の中心市街地であり、行政・商業などあらゆる分野の中心地となっています。人口は約 13,500 人で、本市の人口の約 1 / 4 が集中しています。
- ・ 地形的には恵那盆地の一角を占めており、起伏の小さい低地、丘陵地となっています。
- ・ 市の玄関口である JR 恵那駅を中心に商業地、住宅地等の近代的な町並みが形成されている一方で、清流阿木川を横断する中山道沿いに、宿場町として栄えた歴史を感じさせる町並みも残されています。
- ・ 濁川沿いはのどかな田園景観が見られ、また地区の北側には県立自然公園の恵那峡が位置しています。
- ・ 近年は大型店舗の進出や郊外の新興住宅化が進む中、車社会の発達や消費者のニーズの変化に伴い、商店街の空き店舗が目立つなど、かつての街の賑わいが薄れつつあります。



大井宿の歴史的町並み

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
1, 154ha／2. 2%	13, 532 人／5, 136 世帯	11. 73 人/ha	100. 8%	22. 7%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19 年度] (宅地／非宅地)
463ha／40. 1%	121. 94ha／10. 5%	15. 9%	434 件 (363／47／24)	124 件 (73／51)

【主な山岳／河川】

— / 木曾川、阿木川、永田川、濁川、横町川（木曾川水系）

【文化財】

<国指定文化財>天然記念物：傘岩

建造物：武並神社本殿附銘札棟札

<県指定文化財>建造物：関戸宝篋印塔

史跡：大井宿本陣跡

天然記念物：大井ヒトツバタゴ

<市指定文化財>建造物：長屋門、御所の前五輪塔群、古山家住宅

民俗芸能：浅間七福万歳、獅子舞、大井文楽、大井栄舞

風俗慣習：送り神

史跡：蓮華寺古墳群、長興寺礎石、大井城跡

天然記念物：土々ヶ根のしだれザクラ





(2) 長島町

- ・ 長島町は、大井町に隣接して共に本市の中心市街地を形成しています。地区内では土地区画整理、都市計画道路などの都市基盤整備が進んでいます。
- ・ 長島町は中野、正家、永田、久須見、大洞南の5区で構成され、市街地、住宅団地、農村地域など多様な地域が混在しています。
- ・ 地区の中央東側が恵那盆地にあたり、北側の久須見区は比較的なだらかな丘陵地、南側は東濃牧場が広がる標高約700mの山地（高原地）となっています。
- ・ 国道19号、多治見－恵那線、恵那－白川線沿いでは市街化が進み、市外からの転入者も多く、13地域の中で人口の増加率が最も高くなっています。
- ・ 地区内には阿木川、永田川、千田川、田違川といった木曾川水系の河川が流れ、千田川一帯や永田川、その支流の城ヶ洞川にはゲンジボタルが生息し、ホタルの幼虫の放流やホタルの保護区づくり等の取り組みが行われています。
- ・ 中山道や西行に関する遺跡、正家廃寺跡、多くの古墳群等、歴史的な資源も豊富に存在します。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10／H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
2,903ha／5.7%	10,086人／3,692世帯	3.4人/ha	103.8%	23.5%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15－19年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15－19年度] (宅地／非宅地)
1,781ha／61.3%	200.66ha／6.9%	14.7%	350件 (262／67／21)	119件 (80／39)

【主な山岳／河川】

－ /木曾川、阿木川、永田川、千田川、田違川、湯壺川（木曾川水系）

【文化財】

<国指定文化財> 史 跡：正家廃寺跡

<県指定文化財> 有形民俗：大井文楽人形頭

史 跡：伝西行塚、能万寺古墳群、一里塚

天然記念物：正家のカヤ

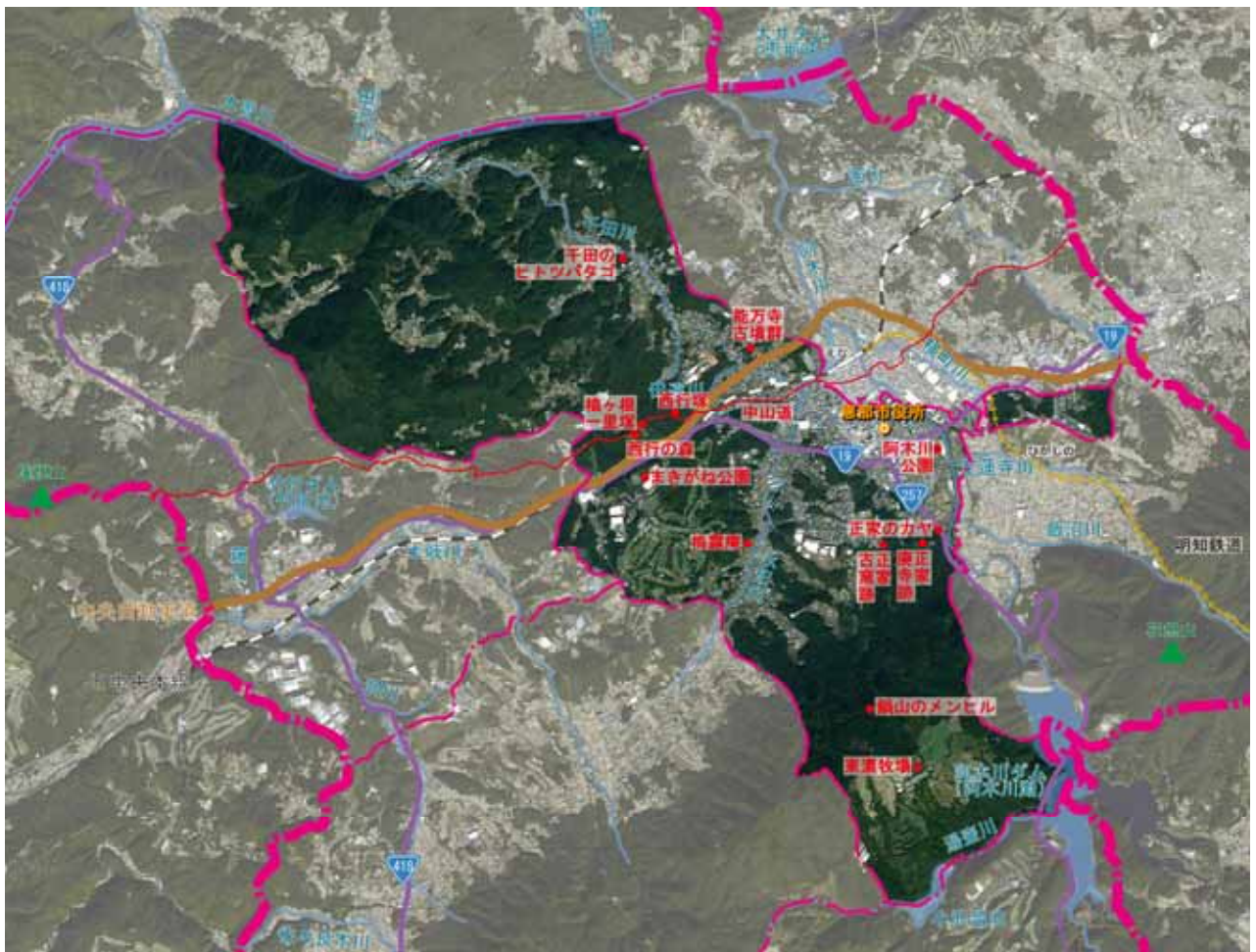
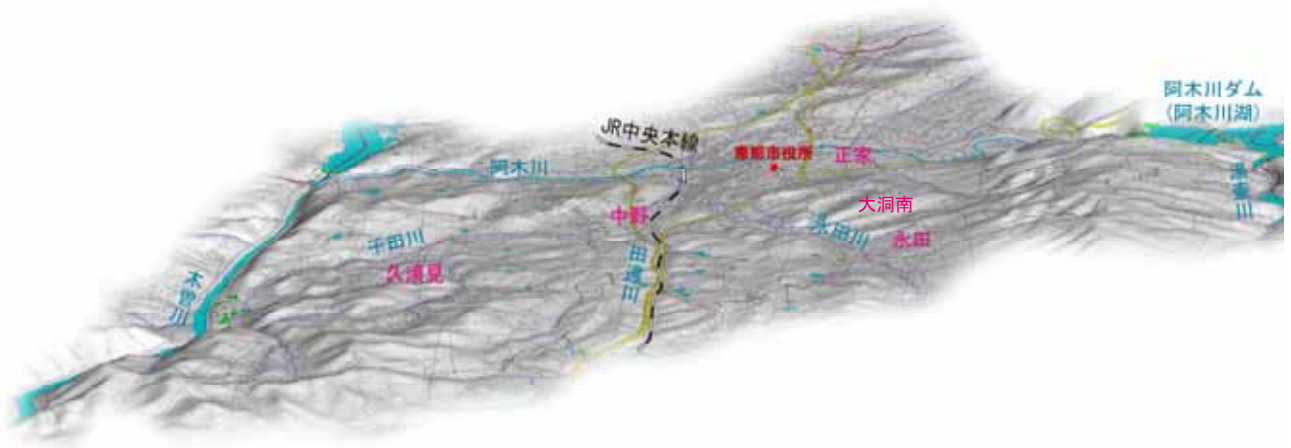
<市指定文化財> 建造物：正家の石幢

有形民俗：大井文楽人形頭

史 跡：石棺、大崎古墳、他古墳31基、メンヒル、積石塚群、永田窯跡、伝西行庵跡（梅露庵）、正家古窯跡

天然記念物：千田のヒトツバタゴ





(3) 東野

- ・ 東野は本市の中心市街地と恵那南部地域との間に位置し、東に保古山、南に花無山等の山並が続き、地区内には阿木川、飯沼川、定蓮寺川が流れています。
- ・ 飯沼川、阿木川によって形成された扇状地性低地で比較的平坦な田園地帯ですが、岩村町、中津川市との境界は比較的起伏の大きい山地となっています。
- ・ 地区の南西側にはダム湖百選にも選定されている阿木川ダムがあり、地域開放型のダムとして多くの見学者が訪れています。
- ・ 根の上高原の保古の湖は大正後期に築造された人造湖であり、その周辺の遊歩道では四季折々の花木を楽しむことができます。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
1, 716ha／3. 4%	1, 839 人／609 帯	1. 07 人/ha	100. 0%	28. 2%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15－19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15－19 年度] (宅地／非宅地)
1, 204ha／70. 1%	135. 06ha／7. 8%	5. 6%	64 件 (55／3／6)	47 件 (32／15)

【主な山岳／河川】

保古山、花無山／阿木川、飯沼川、定蓮寺川（木曽川水系）

【文化財】

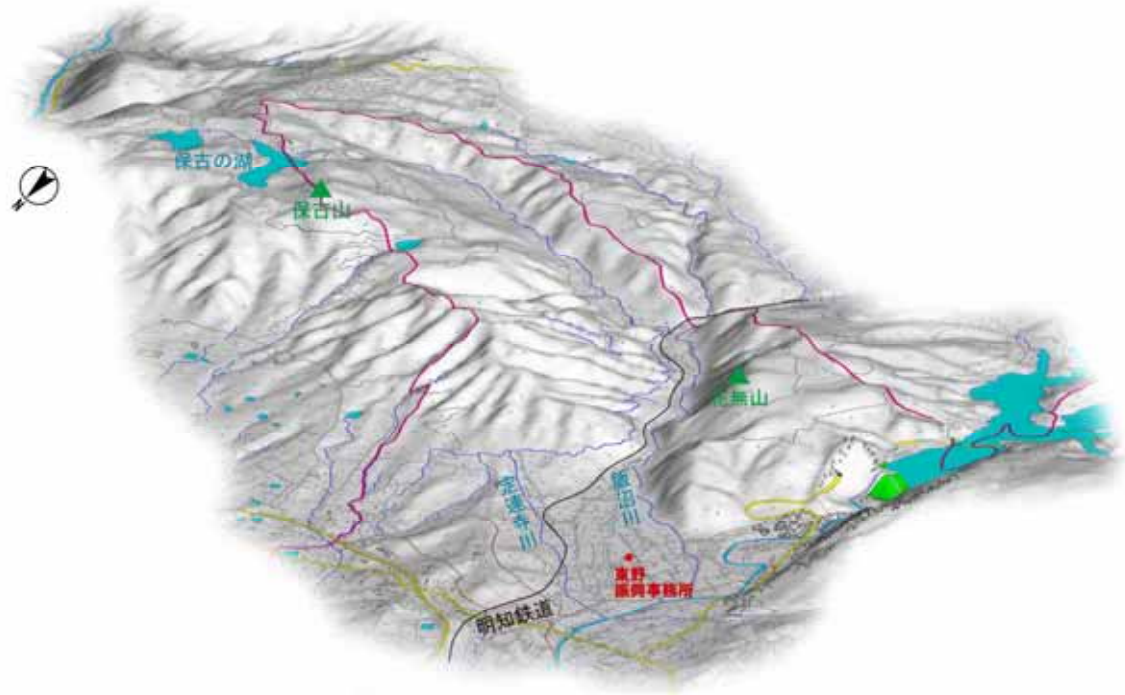
<県指定文化財>建 造 物：宮之前五輪塔、染戸宝篋印塔

<市指定文化財>建 造 物：染戸五輪塔、東野の石幢

史 跡：伝西行庵跡（竹林庵）

天然記念物：保古の湖のゴヨウツツジ自生地





(4) 三郷町

- ・ 三郷町は市の西部に位置し、概ねなだらかな丘陵地形となっています。地区の南側は標高500～700mの山地ですが、北側は比較的緩やかな丘陵であるため、比較的開放感の高い田園景観が展開しており、中央アルプスを眺望できる雄大な田園景観は、「旧恵那市制 40 周年記念景観形成賞」を受賞しています。
- ・ 三郷町は野井、佐々良木、棕実の3区で構成されますが、棕実は棕実川沿いの谷筋に形成された囲まれ感の強い集落景観を呈しています。
- ・ 地区内には昔をしのぶ家や寿老の滝、幹では市内一の大木である中坪の榿の木、重箱獅子など文化財が豊富に存在します。
- ・ 雄大な山々を展望できる「道の駅らっせいみさと」は県外からの来訪者も多く、地域間交流や地域の魅力の情報発信の場として機能しています。



道の駅らっせいみさと

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10／H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
2,492ha／4.9%	2,628人／839世帯	1.05人/ha	96.4%	30.0%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19年度] (宅地／非宅地)
1,718ha／68.9%	308.95ha／12.4%	10.0%	73件 (66／2／5)	64件 (38／26)

【主な山岳／河川】

夕立山、屏風山／永田川（木曾川水系）、土岐川、佐々良木川、棕実川、洞川（庄内川水系）

【文化財】

<県指定文化財>天然記念物：亀ヶ沢のハナノキ自生地

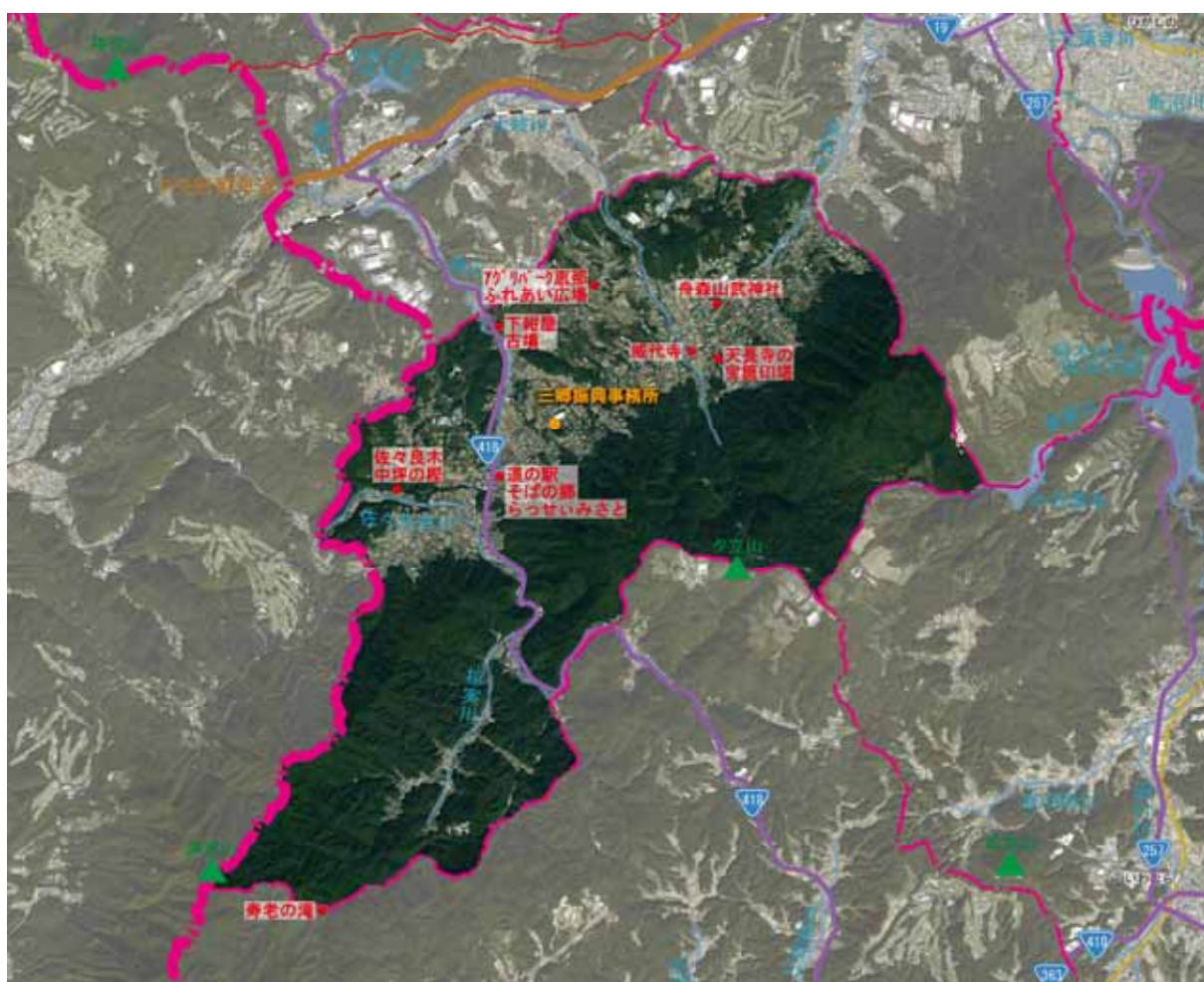
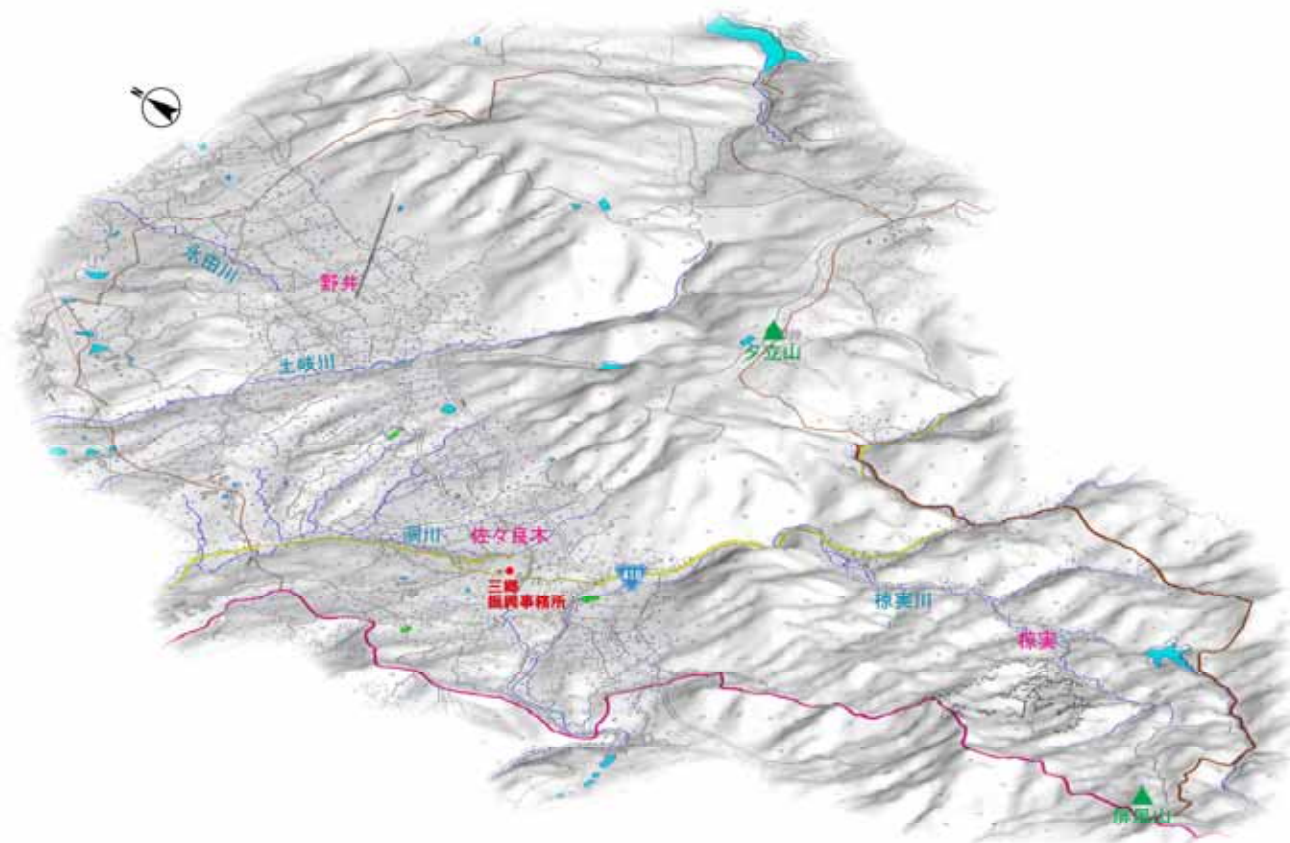
<市指定文化財>建造物：天長寺の宝篋印塔

有形民俗：重箱獅子

史跡：下紺屋古墳、他古墳18基、伝西行庵跡（松林庵）、お茶屋場跡と松並木跡

天然記念物：佐々良木中坪の榿、野井三谷のハナノキ自生地





(5) 武並町

- ・ 武並町は市の西部に位置し、土岐川沿いに農地が展開し、J R中央本線や国道 19 号が走る竹折地区と、北部で木曾川に接し山がちな藤地区からなっています。標高は木曾川と接する北部の方が高く、地区内を南北に流れる藤川や洞川は庄内川水系となっています。
- ・ J R中央本線や中央自動車道、国道 19 号、国道 418 号が通っており、本市の西の玄関口となっています。
- ・ 瑞浪市境の丘陵地に、総面積約 68.6ha の工業団地「恵那テクノパーク」が開発されています。
- ・ 武並町を通る中山道には、古道の面影を色濃く残している区間もあり、年に数回開催される J Rさわやかウォーキングのコースともなっています。また地区内には、年間約 6 万 5 千人の利用がある「クリスタルパーク恵那スケート場」があります。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
2, 146ha／4. 2%	3, 312 人／1, 105 世帯	1. 54 人/ha	99. 3%	27. 0%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15－19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15－19 年度] (宅地／非宅地)
1, 355ha／63. 1%	187. 58ha／8. 7%	14. 0%	103 件 (67／16／20)	56 件 (34／22)

【主な山岳／河川】

権現山／木曾川（木曾川水系）、土岐川、藤川、洞川（庄内川水系）

【文化財】

< 県指定文化財 > 史 跡：一里塚

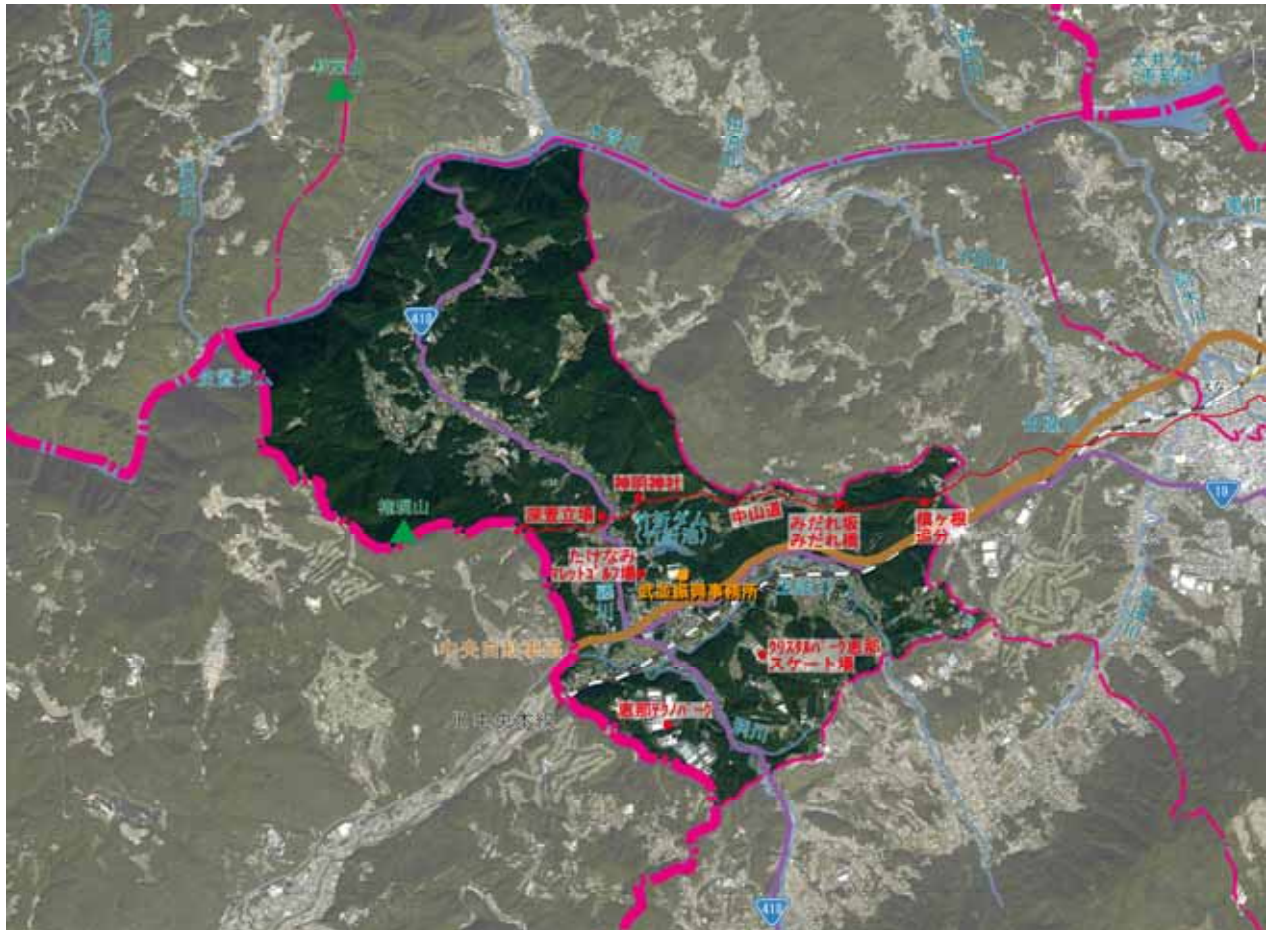
天然記念物：武並のソウセイチク自生地

< 市指定文化財 > 建 造 物：竹折の石幢

史 跡：竹折古墳群、田尻古墳群、上ノ洞古墳群

天然記念物：藤のカヤの木





(6) 笠置町

- ・ 笠置町は市の北西部に位置し、人口は約 1,500 人、世帯数は約 450 戸の中山間地の農山村集落です。
- ・ 北部には、本市を代表する笠置山、南部には御岳山を水源とする木曾川が流れ、東部には木曾川水系で最初に造られた大井ダム、西部には紅葉が水面に映える笠置ダムがあり、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・ 笠置町は、昭和の合併以前は毛呂窪村、姫栗村、河合村の3つの村からなっており、地形的にはそれぞれで独立性が強くなっています。
- ・ 河合栃久保にある「栃久保の棚田」は「ぎふの棚田 21 選」に認定されています。
- ・ 笠置町はゆずの産地でもあり、地域の新しい特産物として加工品の開発が進められています。
- ・ また現在、笠置山の天然の岩石を利用した「クライミング」によるまちの活性化が目指されており、平成 21 年 6 月にクライミングエリアを公開するとともに、様々なイベントが企画されています。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
2,554ha／5.0%	1,458 人／448 世帯	0.57 人/ha	86.6%	34.1%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19 年度] (宅地／非宅地)
1,963ha／76.8%	112.07ha／4.3%	12.3%	41 件 (32／5／4)	23 件 (15／8)

【主な山岳／河川】

笠置山／木曾川、中野方川、和田川（木曾川水系）

【文化財】

<国指定文化財>天然記念物：ヒトツバタゴ自生地

<県指定文化財>天然記念物：河合のカヤ

<市指定文化財>建 造 物：毛呂窪の石幢、龍現寺跡の宝篋印塔、河合の石幢、毛呂窪の宝篋印塔

民 俗 芸 能：剣の舞

史 跡：プレ縄文遺跡、メンヒル





(7) 中野方町

- ・ 中野方町は木曾川流域の盆地に発達した集落で、市の北部に位置し、人口は約 1,800 人、世帯数は約 500 戸で中山間地の農山村集落です。盆地の中央を中野方川が貫流しており、水源付近には生活貯水池として2006年に完成した中野方ダムがあります。
- ・ 盆地の周囲は標高 1127.9mの笠置山をはじめ、権現・高峰・見行など 800m前後の山々に囲まれています。しかし山地の斜面勾配が比較的緩いため、囲まれ感はそれほど強くありません。
- ・ 平成 11 年に坂折棚田が農林水産省の「日本の棚田百選」に選ばれ、その保全を目的に「NPO法人恵那市坂折棚田保存会」が行う棚田コンサートや炭焼き塾、写真コンテスト、ブランド米の生産など、棚田を中心とした里山文化の普及活動が全国から注目されています。
- ・ 少子高齢化による後継者不足もあり、耕作放棄地率が約 16%と比較的高い値となっています。



坂折棚田

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
2,364ha／4.7%	1,778人／513世帯	0.75人/ha	88.0%	32.7%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19年度] (宅地／非宅地)
1,965ha／83.1%	122.53ha／5.2%	16.2%	48件 (39／8／1)	52件 (30／22)

【主な山岳／河川】

笠置山／中野方川、力石川、坂折川（木曾川水系）

【文化財】

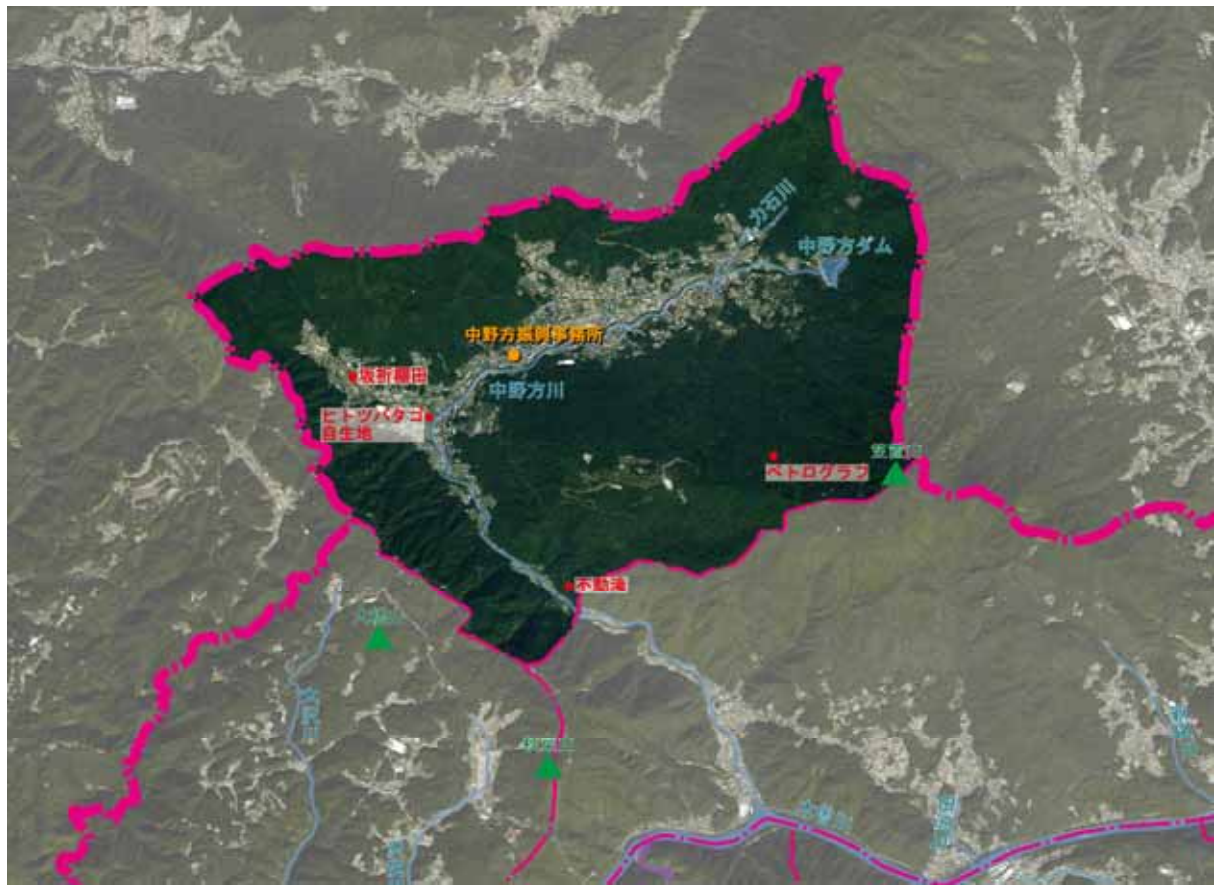
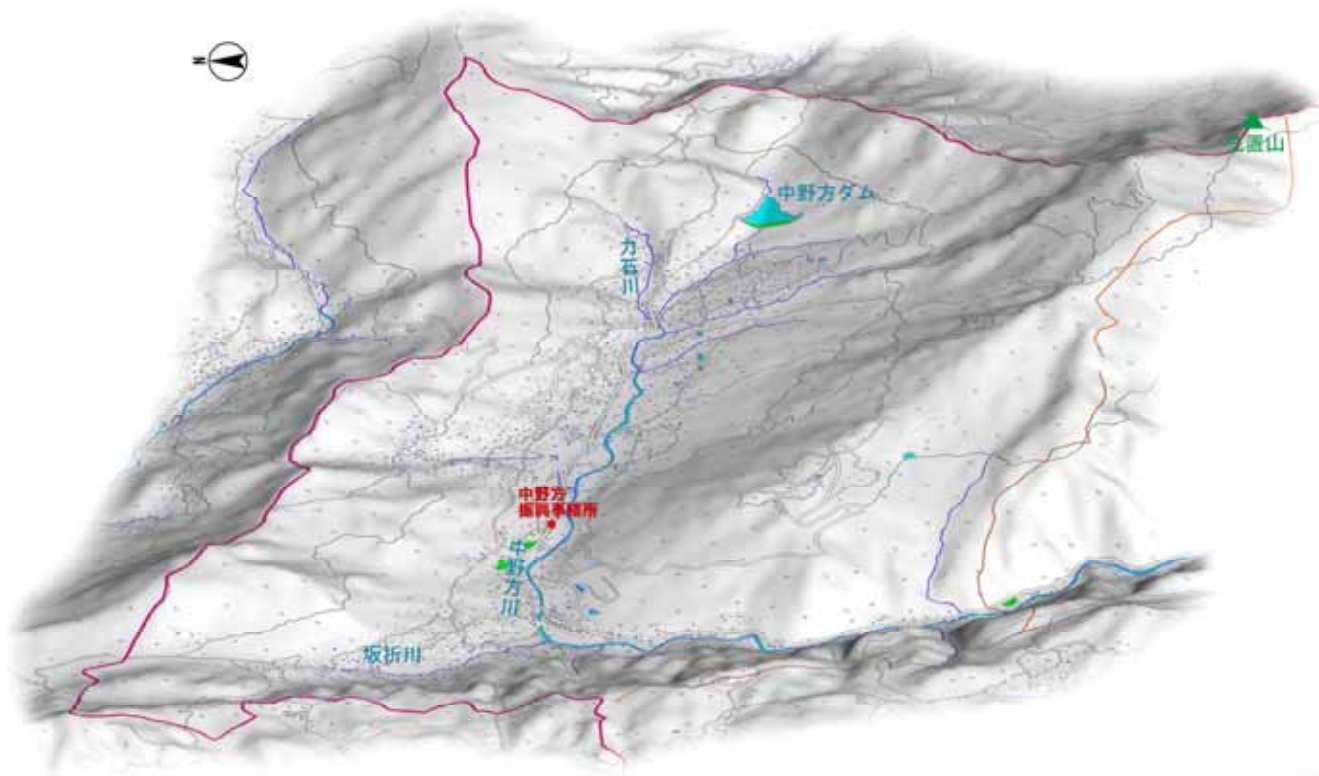
<県指定文化財>天然記念物：笠置山のヒカリゴケ、中野方のヒトツバタゴ自生地

<市指定文化財>建造物：供養塔

民俗芸能：めれた囃子

天然記念物：マダラカワタケ、ヤダケ、クマガヤ草





(8) 飯地町

- ・ 飯地町は木曾川の北岸、市の北西部に位置し、人口は約 780 人、世帯数は約 250 戸の中山間地の農山村集落で、市内で最も人口の少ない地域です。
- ・ 当該地区は中野方川に沿って北西－南東方向に走る赤河断層崖の連なりによって他地区から隔絶された山上にあり「飯地高原」とも呼ばれています。四方を山に囲まれていることから非常に領域感が強くなっています。
- ・ 標高が低いところで 192m、高いところで 787mと高低差が大きく、標高 600m付近の高原地帯に生活圏が形成されています。
- ・ 人口の減少率が大きく、耕作放棄地率が 23.8%と 13 地域自治区の中で最も高い値となっています。
- ・ 地区の南境を流れる木曾川は飛騨木曾川国定公園に指定されており、鮮やかなV字谷の笠置峡は四季折々の美しい自然景観を呈しています。
- ・ 地区内には飯地高原自然テント村があり、都市住民との交流の場となっており、また飯地町まちづくり委員会が中心となって、昭和 29 年建造の旧飯地事務所を民俗資料館として活用しています。
- ・ また、芝居小屋「五毛座」では隔年に地歌舞伎公演が行われ、町外からも多くの見物客が訪れています。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
1,927ha／3.8%	775 人／245 世帯	0.40 人/ha	81.3%	38.4%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15－19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15－19 年度] (宅地／非宅地)
1,606ha／83.3%	65.94ha／3.4%	23.8%	16 件 (11／2／3)	11 件 (4／7)

【主な山岳／河川】

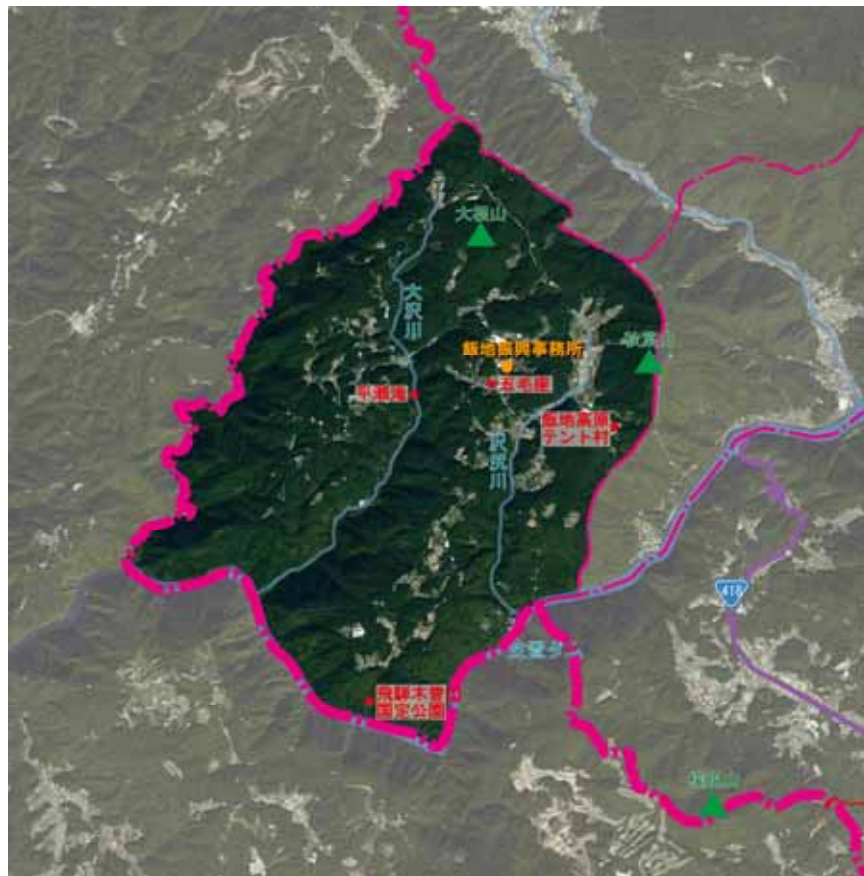
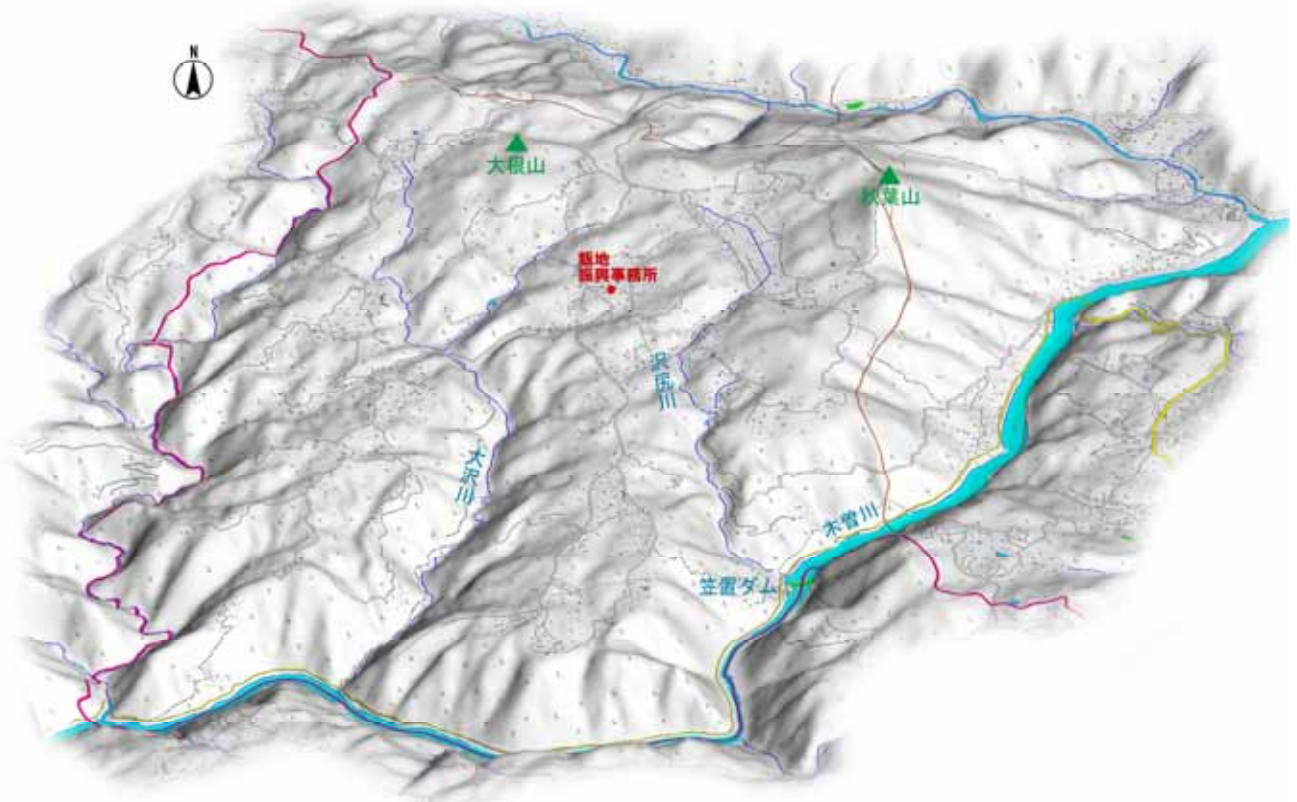
大根山、秋葉山／木曾川、沢尻川（木曾川水系）

【文化財】

<市指定文化財>天然記念物：水汲場ハナノキ自生地、前平のいちょう、南のかや、五明のもみ、奥屋のかし、飯地町大根シデコブシ自生地

<国登録文化財>有形文化財：旧恵那市役所飯地事務所、旧恵那市役所飯地事務所サイレン塔、旧飯地公民館（五毛座）





(9) 岩村町

- ・ 岩村町は美濃三河高原に含まれており、平均標高は約 500m となっています。山に囲まれた盆地を成し、木曾川水系の岩村川、飯羽間川、富田川が盆地内を北へ流れています。
- ・ 鎌倉時代に築城された岩村城の城下町で、江戸時代には岩村藩が置かれていました。三万石の城下町として今も城山に本丸をはじめとする石塁を残し、往時の面影を留めています。
- ・ 地区の中央部を南北に国道 257 号、東西に 363 号と明知鉄道が走り、この地域の交通の要となっています。
- ・ 岩村町は岩村、飯羽間、富田の 3 区からなり、それぞれ地形構造的に緩やかな領域感があります。岩村地区の本通りを中心とした東西約 1.3km、面積約 14.6ha の範囲が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。
- ・ 1989 年（平成元年）に国土問題研究会より“農村景観日本一”の称号が与えられた富田地区は、東から西に傾斜した盆地の中に、瓦と白壁の農家や土蔵が点在し、昔ながらの美しい農村景観が残されています。
- ・ また飯羽間地区では、飯羽間区財産管理組合の下部組織として「ホタル舞の郷構想実行委員会」を立上げ、「ホタル舞の郷づくり」を推進しています。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
3,436ha／6.8%	5,465 人／1,859 世帯	1.59 人/ha	101.1%	29.9%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19 年度] (宅地／非宅地)
2,169ha／63.1%	350.95ha／10.2%	9.5%	99 件 (77／11／11)	31 件 (31／0)

【主な山岳／河川】

武並山、水晶山、三森山、天瀑山／湯壺川、岩村川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川（木曾川水系）

【文化財】

<国指定文化財>天然記念物：富田ハナノキ自生地／重伝建地区：恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

<県指定文化財>民俗芸能：岩村町獅子舞／風俗慣習：岩村町秋祭行事

史跡：岩村城跡、一条信能終焉跡、知新館正門・積奠の間

<市指定文化財>建造物：木村邸、土佐屋、岩村藩鉄砲鍛冶加納家、浄光寺、勝川家、浅見家

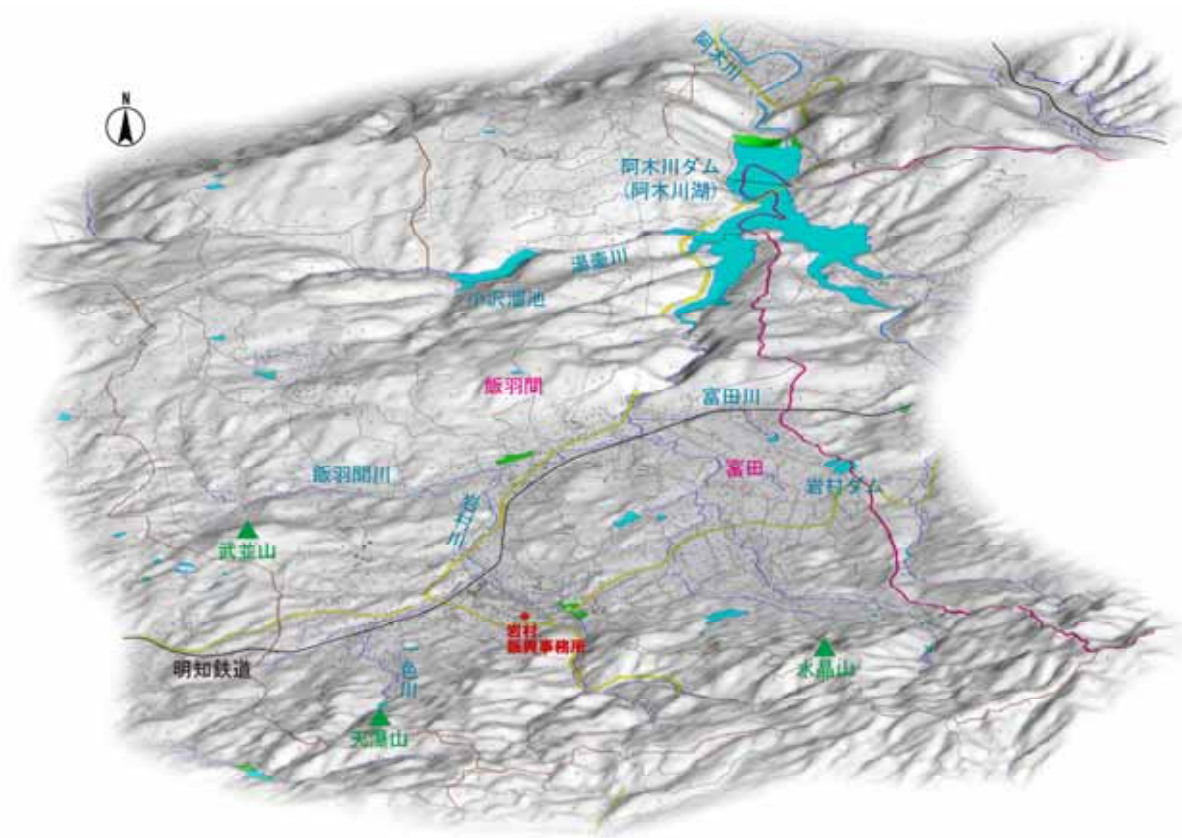
民俗芸能：雅楽

史跡：乗政寺山藩主墓地、石室千体仏、城内八幡宮跡、武並神社跡、希菴塚、
経塚丹羽氏純供養塔、他 14 基、大将陣、偕楽山、大円寺跡、
小箸原古墳、他古墳 13 基、上平古窯跡、貞享道標、安永道標

名勝：天瀑山

天然記念物：中切津島神社大杉、大円寺ハナノキ、シデコブシ自生地





(10) 山岡町

- 山岡町は美濃三河高原に属する丘陵の町で、ほぼ全域が庄内川の流域に属し、支流の小里川が地区の中央を横断しています。小里川は町西部で溪谷を形成しており、瑞浪市との境域に 2003 年に完成した小里川ダムがあります。
- 地区の中央を流れる小里川に向かって幾筋もの“洞”と呼ばれる谷筋が形成されており、明瞭な中心性をもった集落はなく、小～中規模の集落が点在して町を形成しています。
- 内陸性の気候で、冬期の乾燥した気候を生かした寒天製造が盛んで、特に細寒天（糸寒天）の生産量は全国一を誇っています。
- 良質の陶土を産することでも知られ、平成 10 年には、作陶施設の陶業文化センターが整備されました。また、大きな水車があり、新鮮な野菜を販売する小里川湖畔の道の駅「おばあちゃん市」には多くの人が訪れています。



道の駅おばあちゃん市

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
6,096ha／12.1%	4,937 人／1,524 世帯	0.81 人/ha	86.9%	31.3%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19 年度] (宅地／非宅地)
4,328ha／71.0%	421.37ha／6.9%	12.1%	59 件 (43／9／7)	29 件 (26／3)

【主な山岳／河川】

夕立山／小里川、於おそご齷齷川、田沢川、久保原川

【文化財】

<県指定文化財> 民俗芸能：下手向の獅子芝居

<市指定文化財> 建造物：林昌寺鐘楼門

民俗芸能：山岡歌舞伎

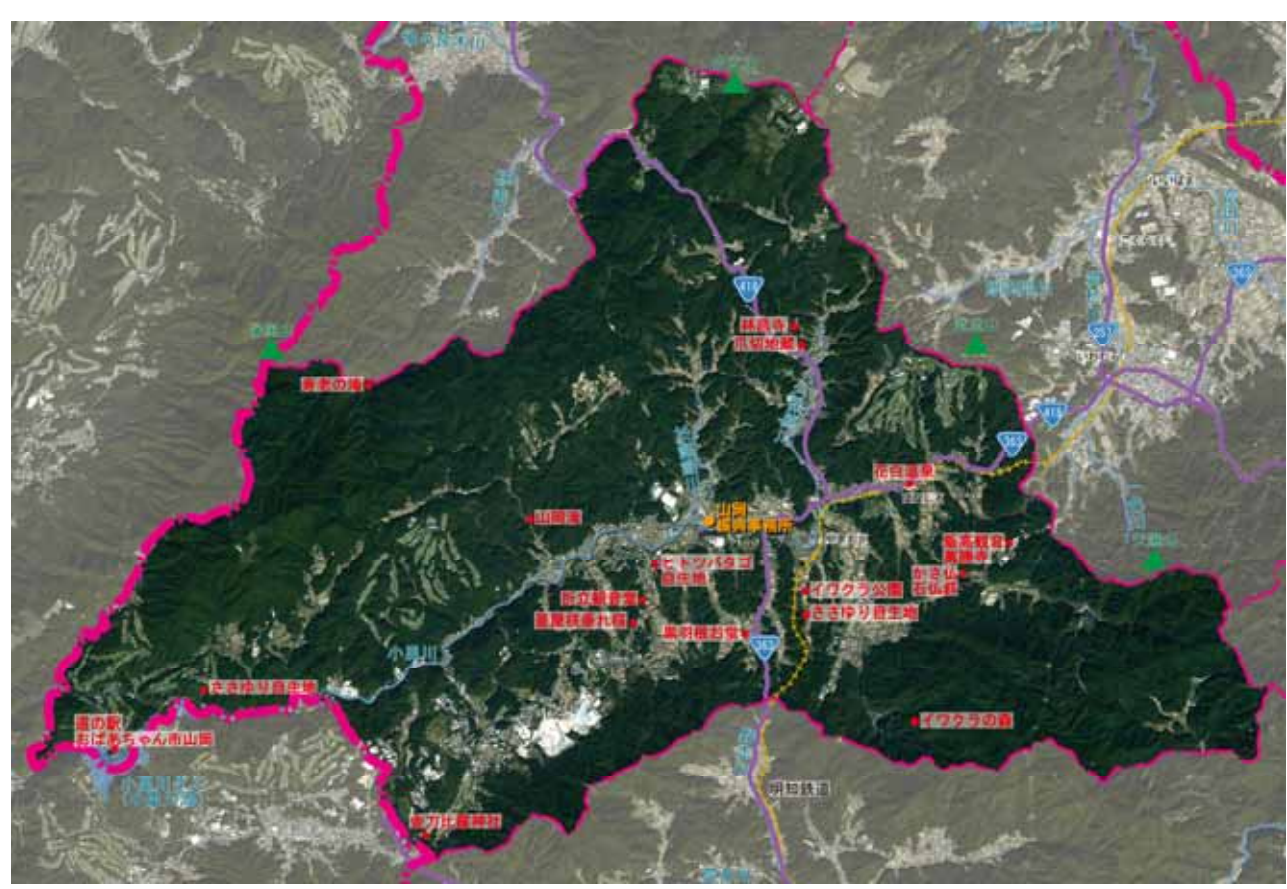
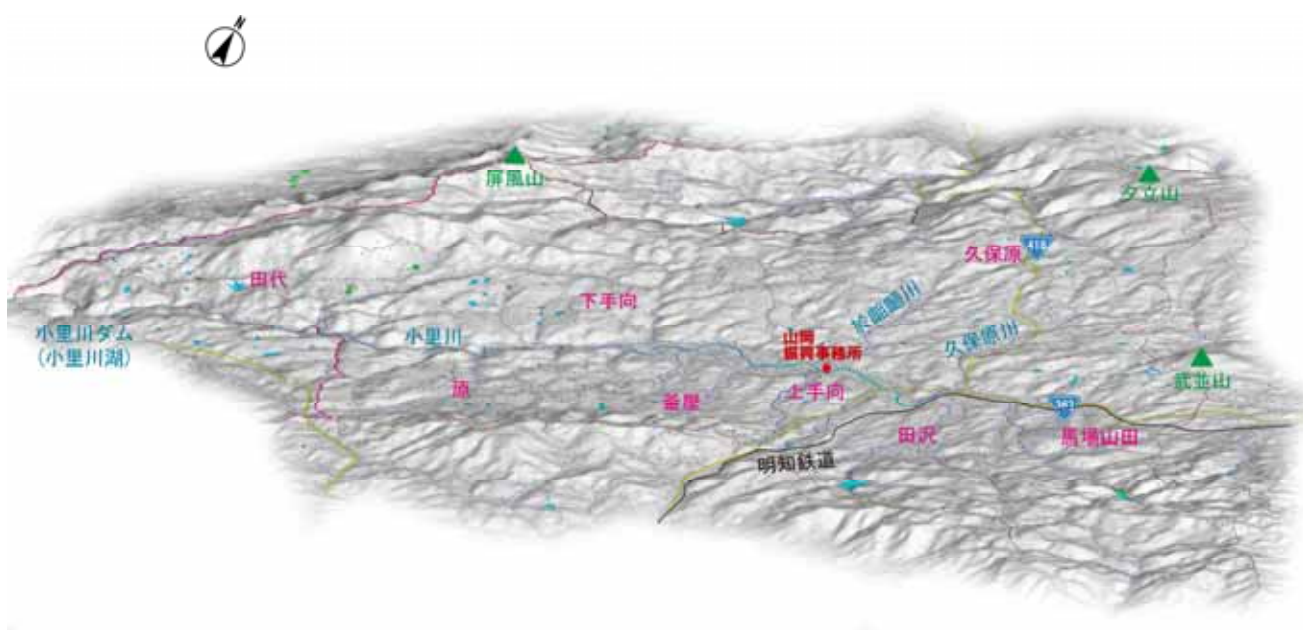
風俗慣習：爪切地藏尊奉納煙火

史跡：経塚 3 基、姥石の石仏群、他 6 基、平古墳、他古墳 9 基、爪切地藏、山岡廃寺、瑠璃光寺跡、石のかりと、石灯籠、隠し観音碑、寺尾の三十三観音、石鳥居、薬師堂と柵、武家屋敷跡、輿運橋、不動明王碑文

名勝：飯高観音

天然記念物：銀杏木、他 16 ヲ所





(11) 明智町

- ・ 明智町は美濃三河高原に属する丘陵に囲まれた盆地の町で、町域は矢作川流域に属しており、支流の明智川が盆地内を南へ流下、南部で溪谷を形成しています。
- ・ 地区の8割以上を森林が占め、市街地が形成されている中心部以外は比較的起伏量の小さい丘陵地・山地で狭い谷筋に集落が形成されています。
- ・ 中馬街道脇道の宿場町として発展し、明治・大正期には養蚕・製糸産業、その後窯業で栄え、市街地には西洋文化の影響を受けた当時の建造物が残っており、それらを生かして昭和59年に「日本大正村」が開村しました。
- ・ 明知鉄道の終点である明智駅があり、JR瑞浪駅までバスが走っていることから、瑞浪市との結びつきが強くなっています。



日本大正村の町並み

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22.7]	人口密度 [H22.7]	人口増減率 [H7.10/H22.7]	高齢化率 [H22.12]
6,713ha／13.3%	6,258人／2,088世帯	0.93人/ha	85.6%	33.1%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17.2]	耕作放棄地率 [H17.2]	建物新築申請件数 [H15-19年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19年度] (宅地／非宅地)
5,475ha／81.5%	248.13ha／3.7%	10.8%	95件 (68／16／11)	49件 (40／9)

【主な山岳／河川】

- /阿婁川、才坂川、土助川、赤羽根川、秋葉洞川、丸草川、明智川、高波川、馬木川、小杉川、源内川、吉田川、滝坂川、野志川、荒井川（矢作川水系）

【文化財】

<県指定文化財> 建造物：八王子神社社殿

史跡：徳平古墳、久後古墳、明知城跡

天然記念物：団子スギ、自生のヒトツバタゴ

<市指定文化財> 建造物：滝坂観音寺本堂、熊野神社舞台、三宅家、銀幣社南宮神社、銀行蔵

民俗芸能：明智太鼓

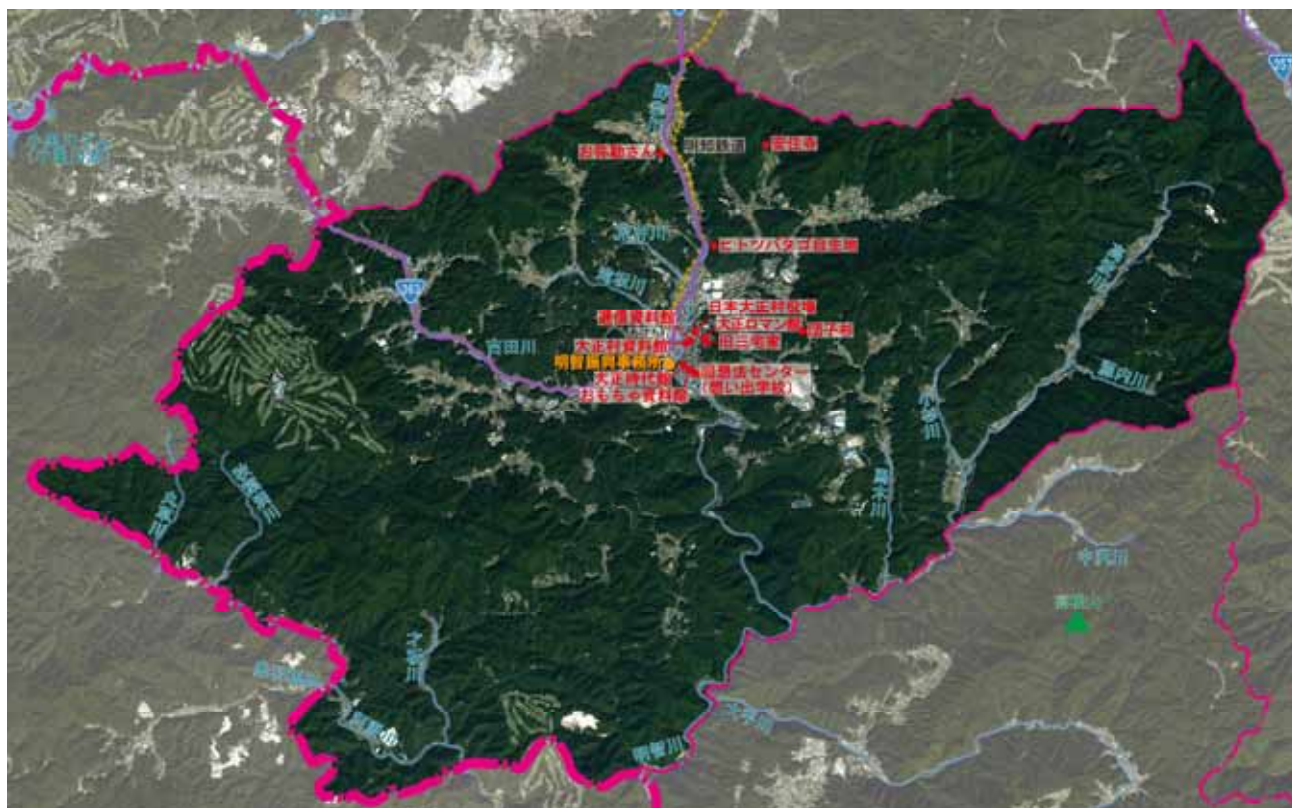
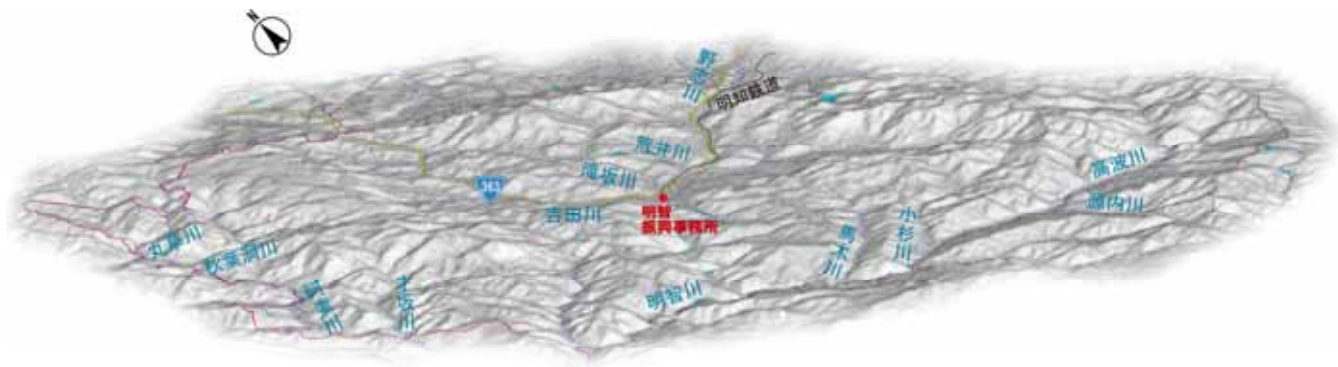
風俗慣習：太子講

史跡：旗本遠山氏累代の墓、遠山景行の墓、経塚古墳、荒井古墳、春日大明神、田良子五輪塔群、他3カ所、おしゃくじさんのカヤ、行者像及び石窟、殿垣内の供養塔群、おしゃぐりさん

天然記念物：観音堂のイチイ、他6カ所

<国登録文化財>有形文化財：日本大正村役場（旧明智町役場）





(12) 串原

- ・ 串原は市の最南端に位置し、矢作川を挟んで愛知県豊田市と接しています。地区の8割以上を森林が占めています。
- ・ 矢作第一ダムによって形成された奥矢作湖がありますが、ダムの背後は急峻な山地（高戸山：794m）であり、川沿いに平坦な土地はほとんどありません。
- ・ 規模の大きい集落はありませんが、地区の中央部にある木根、大平といった集落が比較的戸数が多く、学校もあり地区の中心となっています。
- ・ 昭和43年の矢作ダム建設頃から若年層労働力の都市流出が始まり過疎化とともに高齢化が進みました。その対策として、ゴルフ場の誘致、温泉施設（ささゆりの湯）の建設を行って働き場の確保や都市との交流を図っていますが、依然として少子高齢化に歯止めがかかっていません。



温泉施設「ささゆりの湯」

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
3,822ha／7.5%	861人／290世帯	0.23人/ha	81.8%	39.5%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19年度] (宅地／非宅地)
3,167ha／82.8%	80.68ha／2.1%	16.9%	10件 (6／3／1)	6件 (5／1)

【主な山岳／河川】

高根山、高戸山／矢作川、大平川、中沢川（矢作川水系）

【文化財】

<県指定文化財> 民俗芸能：中山太鼓

天然記念物：ひよもの枝垂れザクラ、中山神社社叢

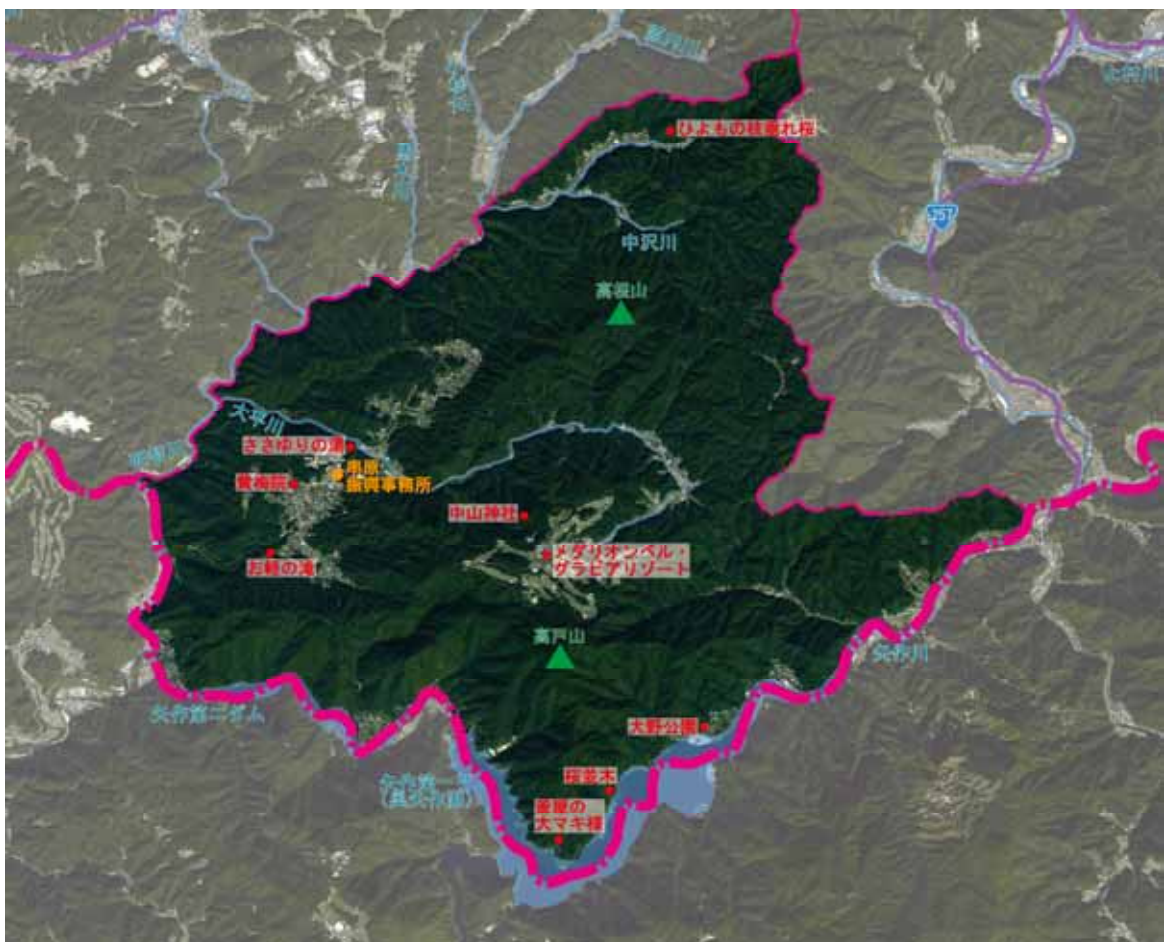
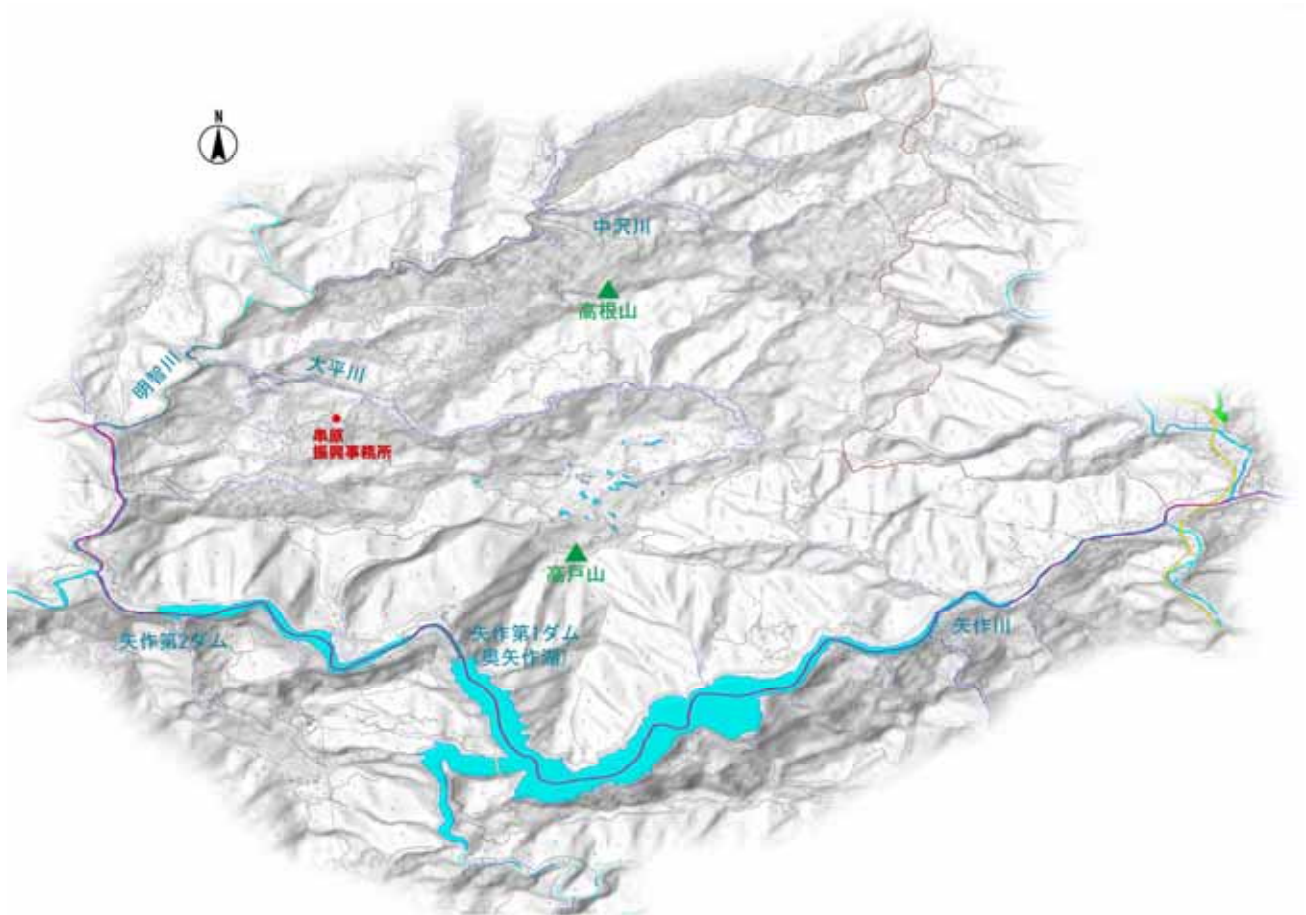
<市指定文化財> 建造物：串原郷土館、八王子神社本殿、八王子神社鳥居

民俗芸能：串原歌舞伎

名勝：左鞆に右刀

天然記念物：釜井の大まき、住畑の大杉





(13) 上矢作町

- ・ 上矢作町は市の南東に位置し、愛知県、長野県に接しています。北部の焼山等は木曾山脈の南端にあたります。起伏量の大きい山地が地区の大部分を占め、標高差は 1400m に達し平地は数パーセントしかありません。
- ・ 地区の約 93%を森林が占め、人工林の割合も高く、かつては林業が基幹産業として成立していました。現在は森林組合を中心に林業の再生に取り組んでいますが衰退しており、人口の減少率が大きく、高齢化率が 4 割超と過疎化が進んでいます。
- ・ 矢作川の源流である清流上村川が流れ、大部分の集落は川沿いの小規模な河岸段丘に形成されています。風化花崗岩主体の地質はもろく、2000 年の東海豪雨では甚大な被害を受けました。
- ・ 大船山の標高 1,100mの高台にある大船牧場には、県下初の風力発電用の風車が 13 基設置されており、地域間交流の場として展望台や遊歩道等の整備が進められています。また交流施設としては、上村川河畔のコテージやモンゴル国の遊牧民の生活が体験できる宿泊施設「福寿の里モンゴル村」があります。

【地域の基礎情報】

面積／構成比	人口／世帯数 [H22. 7]	人口密度 [H22. 7]	人口増減率 [H7. 10/H22. 7]	高齢化率 [H22. 12]
13,096ha／25.9%	2,366 人／848 世帯	0.18 人/ha	79.4%	40.8%
森林面積／面積率 [H16]	農用地面積／面積率 [H17. 2]	耕作放棄地率 [H17. 2]	建物新築申請件数 [H15-19 年度] (住宅／商業／工業)	農地転用件数 [H15-19 年度] (宅地／非宅地)
12,165ha／92.8%	139.16ha／1.0%	7.0%	23 件 (17／0／6)	22 件 (19／3)

【主な山岳／河川】

焼山、阿岳、三森山、掃木沢山、荒峰山、大船山／矢作川、上村川、木之実川、飯田洞川、合川（矢作川水系）

【文化財】

<県指定文化財>天然記念物：大船神社の弁慶スギ、大船神社参道の松並木

<市指定文化財>建 造 物：大船神社拝殿

民 俗 芸 能：横道獅子舞

史 跡：遠山塚

名 勝：喉の滝

天然記念物：大平の福寿草、他 10 ヶ所





<地域の基礎情報の出典>

- ・人口／世帯数（平成 22 年 7 月 1 日現在）：住民基本台帳
- ・人口（平成 7 年 10 月 1 日現在）：平成 7 年国勢調査
- ・高齢化率（平成 22 年 12 月 28 日現在）：住民基本台帳
- ・森林面積：平成 16 年岐阜県統計書
- ・耕地面積・耕作放棄地面積（平成 17 年 2 月 1 日現在）：平成 17 年農林業センサス
- ・建物新築申請件数・農地転用件数（平成 15－19 年度）：恵那市都市計画区域検討業務報告書（平成 21 年 3 月）

● 第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 恵那市の目指す景観像

山、農地、里、まちのつながりを大切にし、 そこでの人々の暮らしが見える風景

本市は、市内を流れる河川が3つの水系に分かれていることから分かるように、山地・丘陵、台地・段丘、低地といった細やかで変化に富む地形で構成されています。また、このような起伏の多い複雑な地形により、地域ごとのまとまり感が強いことも本市の景観の特徴となっています。

各地域では、それぞれ異なる地形条件を上手く読み解き、それを巧みに生かした土地利用がなされ、特徴ある景観を形づくっています。手入れの行き届いた棚田の景観は、厳しい地形条件を克服してつくられ、長年にわたって引き継がれてきた生活文化が表れた景観といえます。また、現在も城下町としての面影を残す岩村町、明治・大正期に西洋文化の影響を受けた当時の建物が残る明智町等の町並みからは、その地域の成り立ちや歴史・文化を強く感じることができます。このような歴史や文化の蓄積が感じられる景観は、人々の豊かな“暮らしぶり”を想像させ、本市での景観体験を奥深く印象的なものにしてくれます。

本市の景観は、各地域の特徴ある景観が、まさにパズルのように組み合わせられて形づくられており、鉄道や道路上からは、このような特徴ある景観を繋がりのある一連のシーケンス景観（※）として眺めることができます。

山があり、農地があり、里があり、まちがあるという地形条件に基づく土地利用の必然性、およびそれらが一定のまとまり感を保ちながら緩やかに連続するつながりを大切にしつつ、それぞれの地域での文化的で豊かな暮らしぶりが感じられる景観を今後も守り育てていきます。

※シーケンス景観：視点を移動させながら、次々と移り変わっていくシーン（場面）を継起的に体験すること

2. 景観形成の基本方針

ここでは、本市全域の景観形成の基本方針を設定します。

基本方針 1

本市を取り囲む山への眺望・緑豊かな森林景観を生かす

本市は、周囲を標高 700～1,000mの山に囲まれており、「山当てのまち」と言われるように、市街地や幹線道路等からは恵那山や笠置山を良好に眺めることができます。また、高原や丘陵上からは御嶽山や中央アルプスを望むことができ、このような山並みへの眺望は山地・丘陵に囲まれた本市の景観を強く特徴付けています。また、市域の約 8割を森林が占める本市は、どこにいても山の緑を身近に感じることができます。山の緑は本市の自然の豊かさを象徴するとともに、集落や市街地の背景として、本市の景観を特徴付けています。一方で、木材流通市場の国際化等の影響から、これまで“山づくり”を担ってきた林業従事者が減少し、管理されない森林が増加する傾向にあります。



恵那峡越しの笠置山

本市の景観形成にあたっては、本市の景観を強く特徴づけ、市民にも広く親しまれている山への眺望を阻害しないよう十分配慮します。また本市の大部分を占める森林については、自然環境の維持を重視する森林、生産を重視する森林など、目的に応じた森林整備、管理を行い、モデル的に間伐を行うなど啓発活動を進めます。

基本方針 2

本市の景観の“地”となっている美しい農村景観（田園景観）を守る

本市は、恵那駅周辺を中心市街地以外はほとんどが農村地域となっています。これら農村地域では、細やかで変化に富む本市の地形構造に合わせ、森林、集落、農地、川・水路で構成される、長年の歳月を経て育まれてきた土地利用がなされており、それが美しい農景観を形づくっています。このような土地利用は、地域の環境に合わせて先人達が築いてきたものであり、人々の長年の暮らしや生業の“姿”が表れた景観です。“農村景観日本一”の称号が与えられた岩村町富田地区の農村景観や、中野方町坂折地区の急傾斜地に開かれた棚田の景観は、まさにこのような土地利用が継続されている美しい景観の“シンボル”といえます。一方で、人口の減少や高齢化等の影響から、耕作放棄地が増加する傾向にあり、いかにこれらの生産基盤を維持していくかが今後の課題となっています。



富田地区の農村景観

本市の景観形成にあたっては、このような美しい農村景観（田園景観）を守るため、農村景観を成り立たせている、農林業の担い手である地域住民が生き生きと暮らせる地域づくりを進め、将来にわたって農林業が継続できる環境を整えていく必要があります。そのため、シンボルとしての棚田の活用、都市住民との交流・移住者受け入れ促進、地域のブランド米・特産品づくり等を積極的に推進し、良好な農村景観を成り立たせている地域の暮らしと生業（農林業）を守ります。

基本方針 3

里やまちでの人々の暮らしが息づく身の回りの“生活景”を大切にする

“生活景”とは、生活の営みが色濃く滲み出た景観のことであり、その地域の文化や暮らし方が反映された、その地域ならではの景観です。例えば、その地域の気候風土や地理的条件に対応した民家建築の様式、暗黙のルールによって連続性や統一感が保たれている生垣、地域住民が集うコミュニティの核となる場、共同で管理されている水路などの景観です。手入れの行き届いた前庭の緑が連続する町並み、生活用水等として現在も利用されている「天正疎水」が流れる岩村城下の町並みなどは、まさに地域の営みが表れている生活景といえます。これらは日常生活の中で普段はあまり意識されることはありませんが、その地域の雰囲気や建物の出現や開発行為が行われることで、その存在や価値が意識されるものです。また生活景は、そこでの生活があって初めて保たれるものであり、人々の暮らしがなければ存在しないものです。



前庭の緑が連続する町並み

本市の景観形成にあたっては、このような生活景を維持・保全するため、建築や開発行為等を適切に規制・誘導していきます。また人口の減少傾向が強い地域においては、それぞれの“個性や魅力”を見出し、活かすことで、積極的な都市住民との交流活動の展開や、空き家等の住宅ストックを活用した移住者の受け入れ促進等を図り、生活景を形づくっているコミュニティの維持・形成に努めます。

基本方針 4

地域の“まとまり感”を大切にし、 互いを惹き立てるようそれぞれの地域の魅力を磨く

本市は、きめ細かく変化に富む地形により、地域ごとの“まとまり感”が強いことに特徴があります。また、地形に基づくまとまりは、昭和や明治の大合併前の市町村の境界と重なっている場合が多く、空間だけでなく社会的、文化的な繋がりも強くなっています。各地域には、それぞれ独特の伝統文化が存在し、各地に古くから受け継がれてきた民俗芸能や祭事は、地域の文化や誇りが凝縮された、地域の団結のシンボルでもあります。



領域感の強い中野方町の景観

本市の景観形成にあたっては、これらまとまりの一つの空間単位となっている市内13の地域に着目し、各地域の特色や個性を生かした景観形成を図ります。また、それぞれの地域が切磋琢磨するとともに、互いに連携しあうことで、恵那市全体の景観の質の向上を目指します。

各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持・形成する

本市は、地形的な条件等により、地域ごとに様相の異なる多様な景観を呈しており、各地域をつなぐ主要な道路や鉄道は、このような本市の景観を体感できる重要な視点場になるとともに、これら不特定多数の人が利用する道路・鉄道からの眺めは、本市の景観イメージを大きく規定することになります。また、本市には3つの水系からなる大小様々な河川が流れており、山と川の美しい自然景観が形成されています。このような地域をつなぐ道路・鉄道、および河川は、各地域内だけで完結するものではないため、地域を越えた統一の取れたコンセプトに基づく景観形成が必要になります。

本市の景観形成にあたっては、基本方針4で述べた地域ごとの個性を生かした景観形成を図るとともに、各地域をつなぐ道路や鉄道、河川については、地域間のつながりを考慮した景観形成を図ります。



国道沿いの景観



田園景観の中を走る明知鉄道



矢作川に合流する上村川

3. 地域別の景観形成の方針

ここでは、市域を大きく5地域に分け、それぞれの地域の特性を踏まえた5地域別の景観形成方針を設定します。

なお本市の景観は、大きく集落と農地、背後に広がる森林で構成される「農山村地域」と、人口が集積し、建物が連担して町並みを形成している「市街地」に分けて考えることができ、本市の大部分が農山村地域となっています。

本市の良好な景観づくりにあたり、人口減少、高齢化の問題が顕著となっている農山村地域においては、地域の活性化を図ることで、良好な農村景観を成り立たせている地域の暮らしと生業（農林業）を守っていくことが大前提となります。

一方、市街地においては、規制誘導により品格ある景観を形成していくとともに、地域の成り立ちや文化の表れた歴史的町並み景観を適切に保全していく必要があります。



【①中央地域：大井町、長島町、東野】

《地域の位置づけ・特徴》



- ・地域の中央部が恵那盆地となっており、北部はなだらかな丘陵地、南部は保古山、花無山等の山地、東濃牧場が広がる高原地となっており、ダム湖百選にも選定されている阿木川ダムも存在します。
- ・本地域は、市の玄関口であるJR恵那駅を中心に市街地が形成されており、商業地、住宅地等の近代的な町並みが形成されている一方で、清流阿木川を横断する中山道沿いに、宿場町として栄えた歴史を感じさせる町並みも残されています。また、西行に関する遺跡、正家廃寺跡、多くの古墳群等、歴史的な資源も豊富に存在します。
- ・市街地の周辺はのどかな田園景観が広がっており、北側には県立自然公園の恵那峡、南東部には根の上高原の保古の湖が位置しています。
- ・地区内には阿木川、永田川、千田川、田違川といった木曾川水系の河川が流れ、千田川一帯や永田川、その支流の城ヶ洞川にはゲンジボタルが生息し、ホタルの幼虫の放流やホタルの保護区づくり等の取り組みが行われています。



中心市街地の町並み



大井宿の町並み



恵那峡

《方針》

本地域は、本市の様々な機能が集積する中心市街地が形成されているとともに、中山道大井宿や恵那峡、保古の湖といった本市を代表する名所が存在します。本地域の景観形成にあたっては、規制誘導等により、本市の“顔”として相応しい、洗練された品格のある中心市街地の景観を形成するとともに、名所の景観を良好に整えます。また、中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用等に基づく秩序ある土地利用を促し、現状ののどかな田園景観を守ります。

○恵那市の“顔”として洗練された市街地景観を形成します

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・周辺の町並みに調和しない、突出した規模や高さの建築物・工作物の立地を避ける。
- ・屋根形状や軒の出、高さなど統一感が感じられる形態意匠とし、連続性のある町並み景観を形成する。
- ・屋外広告物は高さや表示面の大きさを小さく抑え、周辺の建築物の高さや規模と調和させる。また煩雑な印象を与える捨て看板や幟旗等は極力設置しない。
- ・建築物や屋外広告物は、周辺景観への影響の大きい奇抜な色彩は避ける。
- ・壁面後退や隅切りを行うなどし、歩きやすい歩道空間を確保する。
- ・道路舗装や街路灯等の道路付属施設のデザインを考慮し、質の高い道路景観を演出する。

○中山道大井宿や恵那峡、保古の湖といった本市を代表する名所の景観を良好に整えます

<景観形成の取り組み・配慮（例）>

- ・土地の形質の変更は極力避け、周辺の自然植生をできる限り保全する。
- ・休憩施設や案内板等については、周辺の景観に馴染むような素材や形態意匠とする。
- ・歴史的な町並み景観を阻害するような規模や高さの建築物・工作物の立地を避ける。
- ・建築物の建築にあたっては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重し、それに調和させる。
- ・道路舗装や街路灯等の道路付属施設のデザインを工夫し、歴史文化的な風情の感じられる町並み景観を演出する。

○市街地を取り囲むのどかな田園景観を守ります

<景観形成の取り組み・配慮（例）>

- ・無秩序な開発等が行われないよう、都市計画の適切な運用等に基づく秩序ある土地利用を促す。
- ・道路・鉄道沿いの屋外広告物については、設置を集約化するなどして乱立を避けるとともに、高さや表示面の大きさを極力小さく抑える。

【②西部地域：三郷町、武並町】

《地域の位置づけ・特徴》



- ・本地域は概ねなだらかな丘陵地域であり、比較的開放感の高い田園景観が展開しており、遠方に中央アルプスを眺望することができる雄大な景観が特徴となっています。
- ・地域の中央を東西に J R 中央本線や中央自動車道、国道 19 号が通っており、本市の西の玄関口となっています。
- ・ J R 武並駅周辺には市街地が形成されており、また瑞浪市境の丘陵地に、総面積約 68.6ha の工業団地「恵那テクノパーク」が開発されています。
- ・武並町を通る中山道には、古道の面影を色濃く残している区間もあり、年に数回開催される J R のさわやかウォーキングの常設コースになっています。



遠方の山並みへの眺め



恵那テクノパーク



J R 中央線からの車窓（武並駅周辺）

《方 針》

本地域は、中央アルプスを眺望できる丘陵地の雄大な田園景観に特徴があり、遠方の山並みへの眺望の前景となる伸びやかでまとまりある農地景観を守っていきます。また、J R 中央本線や中央自動車道、国道 19 号が通る本地域は、名古屋方面からの本市の玄関口となります。そのため、建築物や屋外広告物等の規制誘導により、人々を気持ちよく迎え入れる良好な沿道・沿線景観を形成していきます。

○中央アルプスを眺望できる丘陵地の雄大な田園景観を活かした景観形成・土地利用を図ります

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・遠方の山並みへの眺望の前景となる伸びやかでまとまりある田園景観を守る。
- ・遠方の山並みへの眺望を遮る規模や高さの建築物・工作物の立地を避ける。
- ・良好な眺望景観を阻害するような屋外広告物の設置を避ける。

○名古屋方面からの恵那市の玄関口として、人々を気持ちよく迎え入れる良好な沿道・沿線景観を形成します

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・主要道路や鉄道沿線の建築物等については、奇抜な、または華美な形態意匠は避ける。
- ・道路景観のゆとりを創出するため、規模の大きい建築物は道路から後退させた配置とする。
- ・道路・鉄道沿いの屋外広告物については、設置を集約化するなどして乱立を避けるとともに、高さや表示面の大きさを極力小さく抑える。
- ・防護柵等の道路付属施設のデザイン統一を図るなど、質の高い道路景観を形成する。
- ・中山道の歴史的景観を保全・活用する。

【③北部地域：笠置町、中野方町、飯地町】

《地域の位置づけ・特徴》



- ・本地域は、全体が山に囲まれた農山村地域であり、盆地や河川沿いの谷筋、高原や緩やかな山腹の斜面上に農地や集落が立地しています。
- ・中野方町と笠置町の境には、東濃の名山として古くから親しまれている笠置山が位置しています。また南側には飛騨木曾川国定公園に指定されている木曾川が流れ、鮮やかなV字谷の笠置峡は四季折々の美しい自然景観を呈しています。
- ・本地域には、平成11年に農林水産省の「日本の棚田百選」に選定された坂折棚田や、「岐阜の棚田21選」認定されている栃久保の棚田があり、伝統的な美しい農村景観が見られます。
- ・一方で、本地域は人口減少、高齢化の傾向が強く、農地の耕作放棄地率が市内の中でも高い状況となっています。



坂折棚田



山腹の棚田と集落



山間を流れる木曾川

《方 針》

本地域は、棚田に代表される山地・丘陵地の特色ある田園景観が展開しており、自然豊かな木曾川や笠置山といった自然景観、眺望景観に恵まれています。本地域の景観形成においては、本市を代表するような田園景観、農業景観を地域のシンボルとして位置づけるとともに、笠置山や木曾川といった恵まれた自然景観、眺望景観を最大限に生かしていきます。

○棚田を中心とした山地・丘陵地の田園景観、特色ある農業景観を大切にします

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・自然地形を巧みに生かした棚田等の特徴的な耕地形態やそこでの農業を守る。
- ・都市住民との交流活動や地域のブランド米づくり等を積極的に推進することで農業を活性化し、耕作放棄地の減少を図る。
- ・森林の手入れを進め、農地と一体となった田園景観の形成を図る。
- ・建築物の建築にあたっては、周辺の自然景観や集落景観との調和を目指す。

○笠置山や木曾川の自然景観・眺望景観を生かします

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・笠置山や木曾川の自然景観・眺望景観を交流資源として積極的に活用し、地域の活性化を図る。
- ・笠置山をはじめとする周囲の山並みへの眺望を遮る規模や高さの建築物・工作物の立地を避ける。
- ・護岸や休憩施設等については、周辺の自然景観に馴染むような素材、形態意匠に配慮する。

【④恵南地域：岩村町、山岡町、明智町】

《地域の位置づけ・特徴》



- ・本地域は、盆地や谷筋に市街地や集落が形成されており、明知鉄道が各地域を繋いでいます。
- ・岩村町、明智町は盆地の中に市街地が形成されています。岩村町の本通りを中心とした地区は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、城下町としての面影を残しています。また明智町は、明治・大正期に養蚕・製糸産業、その後窯業で栄え、市街地には西洋文化の影響を受けた当時の建造物が残っています。
- ・山岡町は中央を流れる小里川に向かい幾筋もの“洞”と呼ばれる谷筋が形成されており、小～中規模の集落が点在しています。
- ・岩村町の富田地区には昔ながらの美しい農村景観が残されており、1989年（平成元年）に国土問題研究会より“農村景観日本一”の称号が与えられています。



岩村城下



大正村の町並み



山岡町の集落

《方針》

本地域は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村地区、“農村景観日本一”の称号が与えられた富田地区、“洞”と呼ばれる幾筋もの谷筋に集落が形成されている山岡町、大正ロマンのまちとして様々な取り組みが行われている明智町といったように、それぞれの地域で個性があり、先行して地域別景観計画の検討も行われています。本地域においては、歴史・風土に根ざした特徴的な町並み、美しい田園景観を生かしながら、明知鉄道がつなぐそれぞれの地域の特徴を活かした個性あるまちづくりを進めます。

○明知鉄道がつなぐそれぞれの地域の特徴を活かした個性あるまちづくりを進めます

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・明知鉄道沿いの土地の形質の変更は極力避け、車窓から眺められるのどかな田園・集落景観を守る。
- ・地域の拠点にふさわしい鉄道駅の景観づくりを進める。

○歴史・風土に根ざした特徴的な町並み、美しい田園景観を守ります

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・歴史的な町並み景観を阻害するような規模や高さの建築物・工作物の立地を避ける。
- ・建築物の建築にあたっては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重し、それに調和させる。
- ・道路舗装や街路灯等の道路付属施設のデザインを工夫し、歴史文化的な風情の感じられる町並み景観を演出する。
- ・開発行為や農地転用を極力避け、周囲の山並みと調和した美しい田園景観を守る。
- ・美しい田園・集落景観を交流資源として積極的に活用し、地域の活性化を図る。

【⑤恵南地域：串原、上矢作町】

《地域の位置づけ・特徴》



- ・本地域は大部分を山地が占め、9割近くが森林となっています。特に上矢作町は木曾山脈の南端にあたる焼山等が位置し、集落が立地する川沿いとの標高差は1400mに達します。
- ・まとまった平地が少なく、川沿いの小規模な河岸段丘等に小～中規模の集落が形成されています。
- ・上矢作町の北東部にある「アライダシ自然観察教育林」にはブナ等の広葉樹とモミ、ツガ等の針葉樹が混じった手付かずの美しい森林が残されています。また、大船山の標高1,100mの高台にある大船牧場には県下初の風力発電用の風車が13基設置されており、地域間交流の場として展望台や遊歩道等の整備が進められています。
- ・愛知県境を流れる矢作川には矢作第一ダム、第二ダムが建設され、山の緑に囲まれた美しいダム湖が形成されています。
- ・温泉施設「ささゆりの湯」や体験宿泊施設「福寿の里モンゴル村」「越沢コテージ」等を拠点に都市地域との交流活動を展開していますが、人口減少、高齢化の傾向が強い状況となっています。



山に囲まれた集落



上村川



奥矢作湖

《方針》

本地域は、緑豊かな森林、清らかな川の流れ、山の緑に囲まれたダム湖といった美しい自然景観に恵まれています。また、河川沿い等の限られた土地に落ち着いたたたずまいの集落が形成されています。本地域においては、矢作川の源流をなす美しい森林景観、河川景観、ダム湖の景観を最大限に生かし、都市住民との交流や移住者受け入れを促進し、山に囲まれた落ち着いたたたずまいの集落景観を守っていきます。

○山に囲まれた落ち着いたたたずまいの集落景観を守ります

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・都市住民との交流活動や地域の特産品づくり等を積極的に推進することで農業を活性化し、耕作放棄地の減少を図る。
- ・建築物の建築にあたっては、周辺の自然景観や集落景観との調和を目指す。

○矢作川の源流をなす美しい森林景観、河川景観、ダム湖の景観を生かします

＜景観形成の取り組み・配慮（例）＞

- ・森林資源を活用しながら森林の手入れを進め、山村の景観を保全する。
- ・豊かな自然を守り、自然景観と調和した河川整備を行う。

4. 景観体験軸の設定と方針

本市の各地域を貫く道路や鉄道は、本市の景観に触れる最も代表的かつ日常的な場であり、不特定多数の人が利用する道路・鉄道からの眺めは、本市の景観イメージを大きく規定することになります。またこのような道路・鉄道からは、第1章で示した、遠方の山並み、自然豊かな河川や湖、丘陵地ののどかな田園景観といった、本市の特徴的な景観を眺めることができます。

そこで各地域をつなぐ主要な道路や鉄道等を『景観体験軸』として設定し、以下の取り組みを実施します。

<景観体験軸における、良好な景観形成に関わる取り組み事項（案）>

- 対象となる道路に愛称をつけるなどし、良好な景観形成に対する普及・啓発を図る
- 屋外広告物の設置に対する規制を強化し、沿道（沿線）における看板の乱立を抑制する
- 景観重要公共施設に指定し、整備に際して県や国等と協議を行い、地域景観に配慮した整備を行う
 - ⇒防護柵等の道路付属施設のデザインを統一し、道路周辺への眺めを向上させる
 - ⇒橋梁・トンネル坑口等の構造物については、周辺景観への調和を十分考慮したデザインとする
- 景観体験軸沿いにおける花の植栽など、良好な景観形成に関する住民主体の取り組みを積極的に支援する

<景観体験軸の設定路線>

中央自動車道、国道、主要地方道、J R 中央本線、明知鉄道 等 （次頁図参照）



県道 66 号多治見恵那線

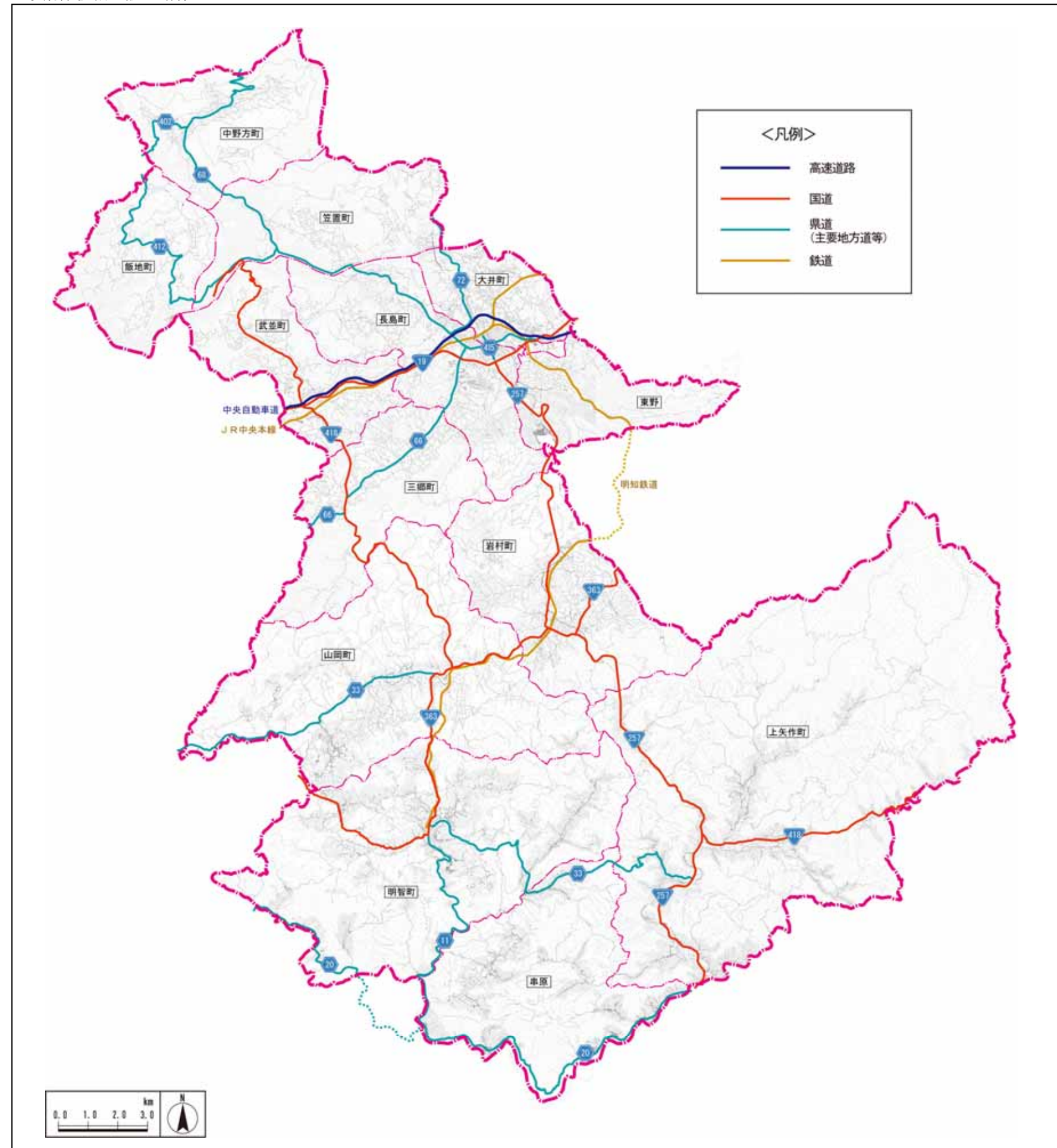


県道 11 号豊田明智線



県道 68 号恵那白川線

■ 景観体験軸の設定路線



● 第3章 良好な景観形成を図るための基準

本市の景観に大きな影響を及ぼすと考えられる、一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合、および建築物・工作物の外観に本計画で定める特定の色彩を用いる場合には、行為の着手前に計画内容に関する届出を行ってもらい、本景観計画で定める「景観形成基準」に適合しているかどうかの審査を行います。計画内容が「景観形成基準」に適合していないと判断される場合には、本市の良好な景観形成に資するよう、協議、指導・勧告、変更命令等、景観法第16条第3項および第17条第1項に基づく適切な処置を行います。

なお、第9章で示す景観形成重点地区については、景観形成基準および届出対象行為を別途定めることとします。

1. 景観形成基準

建築行為や開発行為等を行う場合には、第2章で示した「良好な景観の形成に関する方針」、および第8章で示す地域別景観計画の中で定められている方針等を十分踏まえる必要があります。

また、具体的な行為の制限事項となる景観形成基準を次のように定めます。届出対象となる行う場合は、この基準に基づく審査を受ける必要があります。なお、土地改良等の農林業に関わる行為の景観形成基準は別途定めることとします。

①建築物の建築等／工作物の建設等

区 分	基準の内容												
配置 形態・意匠 材質	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。 ➤ 周囲の自然景観や集落景観、町並み、田園等と調和するような配置、形態意匠とする。 ➤ 壁面の規模が大きな建築物・工作物は、威圧感や圧迫感を低減させるよう形態意匠を工夫する。また大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。 ➤ 光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。 												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築物および工作物の高さの制限は以下のとおりとする。（ただし市長が認めるものはこの限りでない） ➤ ただし、以下の基準内の高さであっても、主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しないようにする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">用途地域内</td> <td style="text-align: center;">25m以下（7～8階相当）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途地域外</td> <td style="text-align: center;">15m以下（4～5階相当）</td> </tr> </table>	用途地域内	25m以下（7～8階相当）	用途地域外	15m以下（4～5階相当）								
用途地域内	25m以下（7～8階相当）												
用途地域外	15m以下（4～5階相当）												
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないようにする。また農村地域においては、周辺の農地や自然景観に調和した色調とする。 ➤ 外観の色彩は以下のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1／10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。 ➤ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くなるように配慮する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> <th style="text-align: center;">明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R（赤）、Y（黄）</td> <td style="text-align: center;">4.0以下</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">制限なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y R（黄赤）</td> <td style="text-align: center;">6.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">G Y（黄緑）～R P（赤紫）</td> <td style="text-align: center;">2.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N（無彩色）</td> <td style="text-align: center;">制限なし</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	R（赤）、Y（黄）	4.0以下	制限なし	Y R（黄赤）	6.0以下	G Y（黄緑）～R P（赤紫）	2.0以下	N（無彩色）	制限なし
色相	彩度	明度											
R（赤）、Y（黄）	4.0以下	制限なし											
Y R（黄赤）	6.0以下												
G Y（黄緑）～R P（赤紫）	2.0以下												
N（無彩色）	制限なし												

②開発行為／土石の採取等における土地の形質の変更

基準の内容

- 造成は必要最小限とし、既存の地形・樹木などの自然条件を活かすことで、景観上の違和感を生じさせないようにする。
- 現況の地形を可能な限り活かし、長大なのり面や擁壁が生じないようにする。長大な擁壁やのり面が生じる場合は、前面を緑化するなど周囲の景観と馴染ませるよう努める。
- 擁壁については高さを極力抑える。
- 土石の採取等については、景観体験軸に設定した道路・鉄道等から容易に望見できないよう掘採位置及び方法を工夫する。
- 土石の採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。

③屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

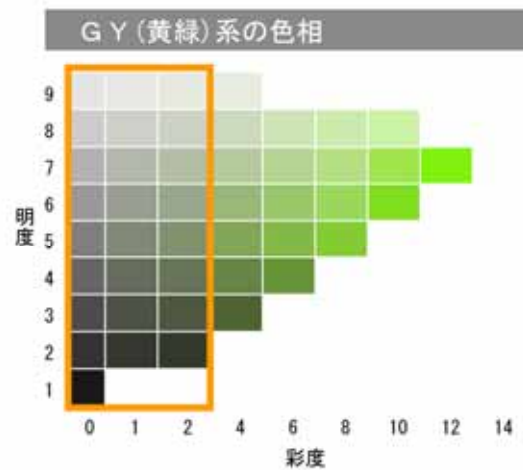
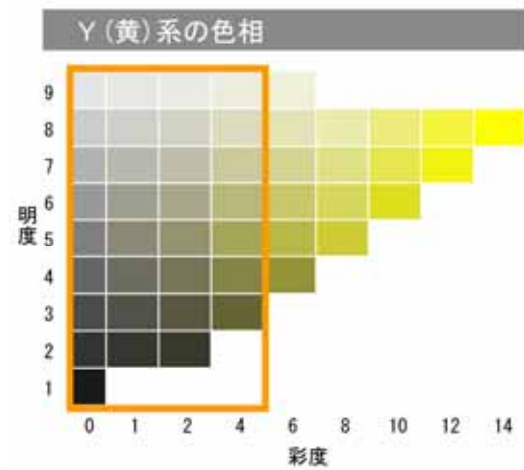
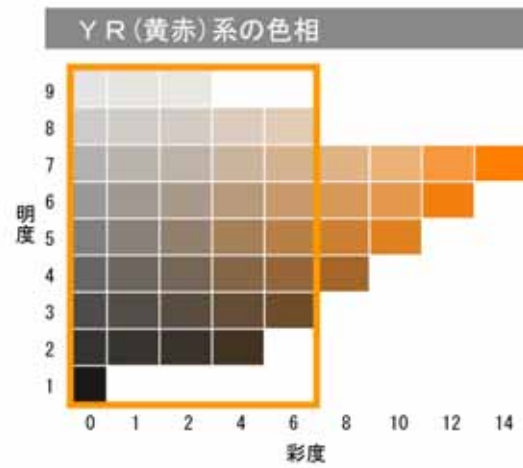
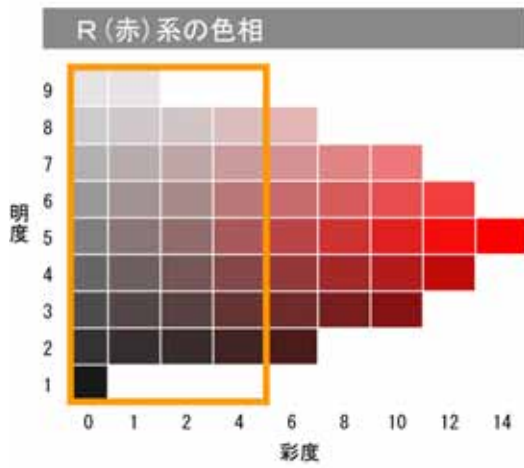
基準の内容

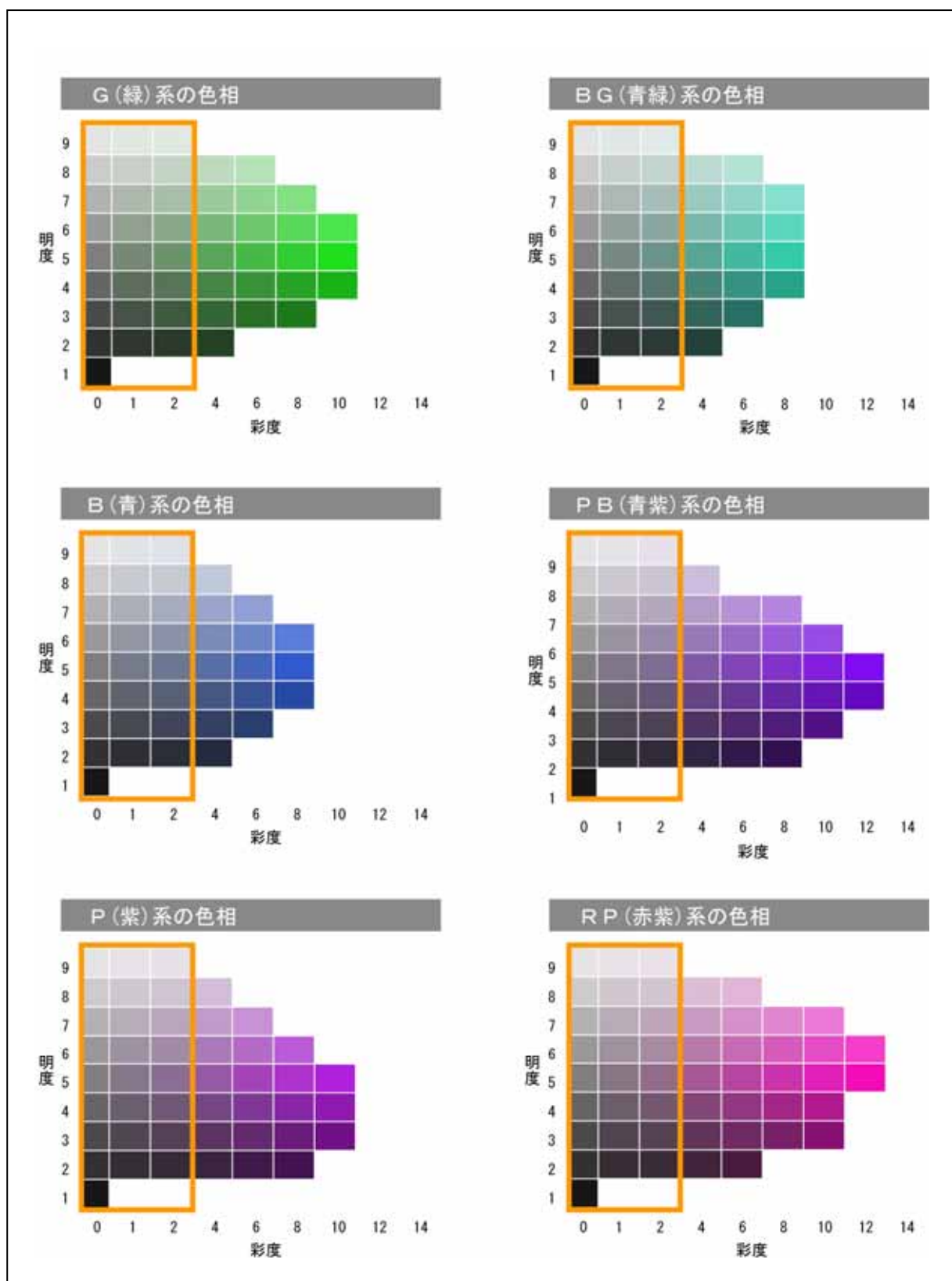
- 景観体験軸に設定した道路・鉄道等から望見できる範囲においては、長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行なわない。
- 堆積を行う場合は、景観体験軸に設定した道路・鉄道等から堆積物が見えないよう配置を工夫する。それが困難な場合は、植栽や塀を設ける、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行う。

■建築物・工作物の色彩基準

色相	彩度	明度
R (赤)、Y (黄)	4.0以下	制限なし
Y R (黄赤)	6.0以下	
G Y (黄緑)～R P (赤紫)	2.0以下	
N (無彩色)	制限なし	

マンセル色層環





※マンセル表色系：どのような色（色相）が、どれくらいの明るさ（明度）で、かつ、どれくらいの鮮やかさ（彩度）で使用されているかを表現する数値

※無彩色（白・黒・灰色）とは、彩度が「0」のことをいう。

2. 届出を要する行為

行為の種類		行為の規模・内容					
①建築物の建築等	<p>新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む）</p> <p>ただし、増築または改築に係る部分の床面積が100㎡以下のもは除く。</p>	規模基準	高さ10m以上 又は 同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が1,000㎡以上のも				
		色彩基準	<p>外観について、以下の色彩を用いる延べ床面積が80㎡以上のも。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)</td> <td>: 彩度 3.5 以上</td> </tr> <tr> <td>Y R(黄赤)</td> <td>: 彩度 5.5 以上</td> </tr> <tr> <td>G Y(黄緑)~R P(赤紫)</td> <td>: 彩度 1.5 以上</td> </tr> </table>	R(赤)、Y(黄)	: 彩度 3.5 以上	Y R(黄赤)	: 彩度 5.5 以上
R(赤)、Y(黄)	: 彩度 3.5 以上						
Y R(黄赤)	: 彩度 5.5 以上						
G Y(黄緑)~R P(赤紫)	: 彩度 1.5 以上						
②工作物の建設等 (※)	<p>新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</p> <p>ただし、工事に必要な仮設のもは除く。</p>	規模基準	高さ15m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが2mかつ見付面積が50㎡を超えるもの				
		色彩基準	建築物の建築等と同様 (建築物を工作物と読み替える)				
③開発行為		規模基準	面積が1,000㎡以上のも				
④土石の採取等における土地の形質の変更		規模基準	変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のも				
⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	<p>ただし、以下のものは除く。</p> <p>1) 家畜用飼料の堆積、および工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの</p> <p>2) 60日を超えて継続しないもの</p>	規模基準	堆積に係る土地の面積が500㎡以上のも				

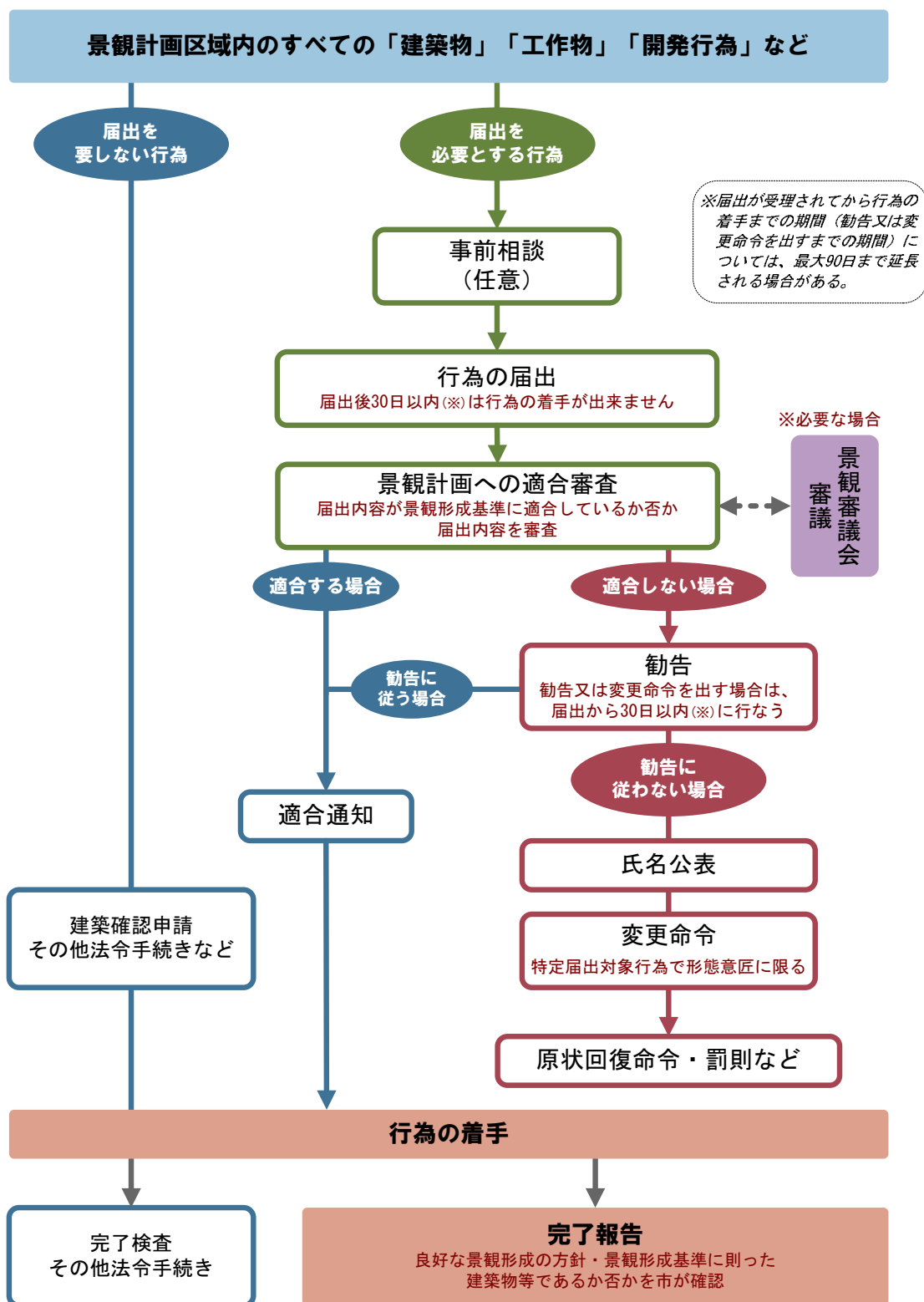
注) 色彩基準により届けられた行為については、色彩に関わる景観形成基準との適合性のみを審査する。

<※工作物の種類>

- ① 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、その他これらに類するもの（ただし、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもを除く。）
- ② 彫像、記念碑、その他これらに類するもの
- ③ 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、フェンス、その他これらに類するもの
- ④ サイロなどの貯蔵施設、アスファルトプラントなどの製造施設、観光用の乗用エレベーターなどの昇降機、遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔等）、自動車車庫（建築物であるものを除く）、汚物処理場などの処理施設、その他これらに類するもの

3. 行為の届出・審査の流れ

行為の届出と届出に対する審査の流れは以下のとおりです。景観計画への適合審査にあたり、景観への影響が大きい案件や高度な判断が求められる案件については、地域の代表者や有識者等で組織する「景観審議会」において審議を行います。また、後述する地域別景観計画を策定している地域等においては、将来的には各地域協議会等が主体となり、地域の人が自分たちで景観計画への適合判断を行えるような体制づくりを進めます。



● 第4章 屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項

1. 規制・誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、情報の伝達手段として、またにぎわいある市街地景観の創出に一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いた町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針に基づき、周辺景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、別途「恵那市屋外広告物条例」を定め、その中で規制・誘導を図ることとします。特に、本市の景観に触れる最も代表的かつ日常的な場であり、本市の景観イメージを大きく規定することになる『景観体験軸』沿いのエリアについては、同条例の中で市域全域よりも厳しい許可基準を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることとします。

2. 表示・掲出にあたっての配慮事項

屋外広告物を表示・掲出する際には、本計画の景観形成の方針（第2章）を十分配慮するものとし、特に以下の事項に配慮することとします。

区分	配慮事項
設置場所・デザイン等	・ 周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。
	・ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
	・ 建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。
	・ 容易に腐朽または破損しない構造とする。
	・ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。
	・ 市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。
	・ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。
	・ 全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。
色彩等	・ 蛍光塗料の使用は避ける。
	・ 彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度8以下を目安とする）
	・ 農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。
	・ 電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。

● 第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は指定の対象とはなりません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。指定について、所有者の同意が得られた建造物および樹木は、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、市長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

(景観重要建造物の候補例)



大正村役場（旧明智町役場）



中山道広重美術館

2. 景観重要樹木の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

(景観重要樹木の候補例)



中野方町坂折の楓

●6章 景観重要公共施設の指定および整備の方針

1. 景観重要公共施設の指定に関する考え方

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。また道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

なお、景観体験軸に設定した道路については、全てを景観重要公共施設の指定候補とします。

【景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○道路法による道路 | ○河川法による河川 |
| ○都市公園法による都市公園 | ○自然公園法による公園事業に係わる施設 等 |

2. 景観重要公共施設の景観形成方針

景観重要公共施設として位置づけられた施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、以下に示す景観形成方針との適合を図ることとします。また、整備にあたっては、国土交通省で事業分野別に策定されている以下のガイドラインを十分踏まえたものとします。

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』(平成17年/都市・地方整備局)

『道路デザイン指針(案)』(平成17年/道路局)

『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』(平成18年/河川局)

『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』(平成19年/河川局)

景観形成方針

道路	<ul style="list-style-type: none"> ●道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。 ●車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は、交通安全上必要不可欠な機能は保持した上で、華美なデザインを避け、沿道の建築物等が映える色彩とする。 ●幹線道路の沿道に多く掲出されている屋外広告物は、路線ごとに秩序のあるものとなるよう誘導を図る。 ●工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。 ●道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくる。 ●電線類の地中化を推進する。また、地中化に伴い設置される地上機器は、位置・色彩について配慮するとともに、周辺を植栽等によって修景する。 ●のり面等の緑化にあたっては、地域性を考慮し、外来種の使用を避ける。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ●その河川が本来有している自然環境の保全・創出を図る。 ●安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 ●周辺からの河川の見え方や、河川敷等からの周囲への眺望に配慮した整備を行う。 ●自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境を創出する。 ●各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、広がりを感じられる景観形成を図る。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ●公園と地区とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園の外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。 ●工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。 ●素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 ●周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置を行う。

● 第7章 景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的な事項

本市は市域の大部分を農山村地域が占めています。そのため、本市の景観を考えるにあたっては、美しい農山村の景観をいかに保全・創出していくかが重要なポイントとなります。本市の農山村地域には、「日本の棚田百選」に認定されている中野方町の坂折棚田や、国土問題研究会より“農村景観日本一”の称号が与えられた岩村町の富田地区など、他に誇れる良好な景観が存在します。しかし一方で、過疎化や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加等の課題も顕在化してきています。

そこで本市では、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保し、美しい農山村景観を保全・創出することを目的に、市内の農業振興地域を対象とし、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定します。

1. 保全・創出すべき地域の景観の特色

○河川、水田・畑地、集落、森林
で構成された農山村景観



○山間の斜面地を巧みに利用した
棚田の景観



○中央アルプス等の雄大な山並み
を背景とした田園景観



○手入れの行き届いたけい畔
(ぼた) や石積、水路等の景観



2. 景観と調和のとれた営農方針

①生産に伴う維持管理作業が持続できる環境を整える

農林業が継続的に行われていることが、農村景観保全の基本になります。そのため、棚田等の地域のシンボルとなる農地の伝統的な景観を守りつつ、その周辺では基盤整備等を進め、営農しやすい環境を整えます。また、地域で行われてきた草刈等の共同作業を支援するとともに、地域の景観形成のルールづくりを進めます。

②景観をきっかけに地域の農業・暮らしの将来像を模索する

地域住民による環境点検や農地調査など、まず地域住民自らが自分の地域の魅力や課題、農地の実態などを知ることから取り組みを始めます。また、その調査結果を活かして、地域として守るべきもの、目指すべき方向性など、農業や地域での暮らしの将来像について、住民同士で確認しながら地域づくりを進めていきます。さらに、一連の活動を通じて、次世代に地域のすばらしさを語り伝えていきます。

③都市との交流や地域内連携のもと農地保全や農産物のブランド展開に取り組む

「恵那市坂折棚田保存会」や「NPO法人農村景観日本一を守る会」等が取り組んでいるオーナー制度による体験農園の運営や特産品、地域ブランドづくりなど、美しい景観があることから生まれる都市との交流や地域内の連携のきっかけを地域づくりに積極的に活かしていきます。また、これら活動団体の連携を促進し、相乗効果を発揮できるようにしていきます。

3. 農用地・農業用施設の整備に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

本市は平地が少なく、大部分の農地は傾斜地にあり、棚田を形成している地域も存在します。基盤整備が遅れている地域では、農業を継続するために整備を進める必要があります。整備に際しては、景観の保全に配慮した整備工法を選択します。

また、手入れの行き届いたけい畔のり面の美しさは、棚田をはじめとする田園景観の重要な要素です。そのため草刈などの諸作業を安全・容易に行うため、けい畔のり面に小段を設けるなどの整備を実施します。

主な整備対象	景観配慮方針
区画	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観のシンボルとなる農地は、現状の区画を基本とする。 ・シンボル周辺の農地では、営農の効率化を図り区画形状を改変する区画整備も可とする。 ・整備後の作業の安全性や維持管理も考慮した整備工法を検討する。
用排水路	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の水利システムを基本とする。 ・整備・改修に際しては、自然環境や景観に調和する構造・材質、整備工法等を検討する。
けい畔のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・石積棚田は保全に努めるが、区画形状を改変する場合は、既存石積の再活用など伝統的な棚田景観との調和を考慮する。 ・区画整備に際しては、長大なけい畔のり面が形成されないような整備工法を検討する。
ほ場内道路 林道 集落道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内道路の整備に際しては、その役割を明確にし、農作業の安全、維持管理労働の軽減が可能な整備を行う。 ・林道は既存の路線を基本とし、長大なり面が生じないような整備を行う。 ・農道・林道、集落道路の整備に際しては、舗装及びガードレール等の構造物が周辺の景観と調和するよう配慮する。

(2) 農用地等の保全に関する事項

①棚田の保全

農業の生産条件が不利な棚田等においては、生産活動を持続させるため、各種制度を活用した支援を行い、棚田の保全や耕作放棄地の発生抑制に努めます。さらに棚田の保全では、棚田オーナー制度の拡大等、都市住民との交流を進めながら、営農支援や観光、Iターン・Uターン移住に結びつけていきます。

②担い手への利用集積の促進

立地条件や担い手の不足等から耕作放棄地の増加が懸念される中、離農・規模縮小農家等の農地を意欲のある担い手や借用希望のある都市住民の円滑な利用を図るため、行政による仲介支援等を検討します。

③維持管理作業の負担軽減

草刈作業の負担を軽減するため、けい畔のり面面積の縮減や作業しやすいり面の形成等の整備と同時に、ノシバなどへのけい畔の植生の転換に取り組みます。また、都市住民や企業との交流促進を通じて、棚田等の草刈作業への支援を取り付けていきます。

④森林と農地の一体的な保全

農地を取り巻く森林の多くは農業振興地域の域外にあり、景観農業振興地域整備計画の対象外となります。しかし、森林は農地の背景となる重要な景観要素であり、近年は森林の荒廃から農地に獣害が拡大しつつあるため、農地及び農山村景観の保全には森林を一体的に捉えていく必要があります。このため森林も、農地同様に景観資源の保全や交流・連携の活動フィールドとして活用を積極的に進めていきます。

(3) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

今後は、集落営農を促進するための農機具の共同格納庫や農産物の加工・販売施設、棚田オーナーの利用環境向上に資する休憩施設等の整備が必要となります。これらの整備にあたっては、色彩、構造、配置において、周辺景観との調和に努めます。

● 第8章 地域別景観計画

1. 地域別景観計画の目的と位置づけ

市域全域を対象とした「恵那市景観計画」（本計画）では、本市全体の景観形成の方針や景観資源の保全・活用方策、景観を阻害すると考えられる行為の規制内容等を定めていますが、より地域の個性を生かした質の高い景観形成を図るためには、地域ごとに各地域の実情に即したよりきめの細かい方針を設定し、実際の行動に繋げていくことが求められます。また良好な景観の形成は、建築物等の形態意匠に関わる“規制”だけで実現できるものではなく、地域居住者の方の、良好な景観の“創造”に関わる主体的な取り組みが重要になります。そこで、各地域における景観形成の方向性と、その実現のための取り組み施策を定めた「地域別景観計画」を策定することとします。

「恵那市景観計画」が、景観を阻害すると考えられる行為の規制・誘導を主な目的としているのに対し、「地域別景観計画」では、良好な景観は地域の生業や文化が望ましい状態にあることによって達成されるという考えのもと、その実現のための方針や必要な取り組み施策を定めることとします。なお、建築行為等の規制について、地域独自の景観形成基準や届出基準等を設定する場合には、規制対象となるエリアを明確に位置づけた上で、後述する「景観形成重点地区」として指定します。

2. 地域別景観計画の検討の方法・手順

<検討単位>

地域別景観計画は、市内の13地域を単位として検討することを基本とします。ただし、各地域は面積的に広く、景観的特徴や生活環境が異なる地域を内包していることから、必要に応じて複数の地域に分割し、各々で地域別景観計画を策定することも可能とします。

<検討方法>

地域協議会、あるいは地域居住者の代表で構成される検討会を別途組織し、ワークショップ形式で検討を行います。なお、検討会のメンバーは固定ではなく、途中からの参加も可能です。

<検討の手順>

ワークショップでは、以下のような手順で検討を進めることを基本としますが、地域の状況等に応じて別の方法をとることも考えられます。

①地域の景観資源の抽出整理・景観的課題の確認

数名のグループで実際にまちを歩く、地域を自由に散策しながら気になったものを写真撮影してもらい、大判の地図を見ながらそれぞれの場所の風景やその場所での思い出等を自由に発言してもらおうといったプログラムを通し、場所に対する認識や記憶等、地域情報の抽出を行う。

②地域の景観資源や課題の評価

①で抽出された資源や場所の写真や地図、およびその評価や記憶、要望等をメモした“風景カルテ”を作成するなどし、地域資源の評価や課題の抽出等を行う。

③地域の景観構造と将来目標像の検討

地域の景観構造や重要な資源を図面に取りまとめる、地域の認識や将来像を視覚的に表現した絵図等を作成するなどし、地域の将来目標像を検討する。

④目標像実現のための取り組み施策のアイデア出し

③で設定した目標像を実現するために必要となる取り組みや事業、景観形成のルール等のアイデア出しを行う。

⑤地域別景観計画の取りまとめ

①～④の検討結果を地域別景観計画として取りまとめる。

3. 地域別景観計画の基本構成

地域別景観計画は、地域の目指す景観の目標像、および目標像を実現するための行動計画で構成することを基本とします。目標像は地域の景観づくりの大きな方向性を示す[大目標]とそれを細分化した[小目標]の2段階で設定し、この[小目標]および行動計画は「空間」「生業」「文化」の3つの切り口で整理することを基本とします。これは、地域の望ましい景観は、単に空間に配される要素の意匠コントロールだけで実現されるものでなく、地域の生業や文化が望ましい状態にあることによって達成されるという考え方に拠っています。

なお地域別景観計画は、地域の特性に応じて多様な内容となることが想定されるため、この構成に当てはまらないことも考えられます。

合言葉 キャッチフレーズ	WSの議論から得られたキーワード をもとに検討	*****
-------------------------	----------------------------	-------

大目標	地域の景観まちづくりの方針を示す 複数の目標	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____
------------	---------------------------	---

小目標	具体的な目標 右の3つのカテゴリーに沿って 複数提示	空間	生業	文化
		• _____ • _____ • _____	• _____ • _____ • _____	• _____ • _____ • _____

行動計画	小目標を実現するための 具体的な取り組み・事業・ルール	• _____ • _____ • _____	• _____ • _____ • _____	• _____ • _____ • _____
-------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(ワークショップ形式による検討イメージ)



● 第9章 景観形成重点地区

1. 景観形成重点地区の位置づけ

本市は広い市域を有しており、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村本通りの歴史的町並み、県立自然公園に指定されている風光明媚な恵那峡の自然景観、「日本の棚田百選」に選定されている中野方町坂折地区の棚田など、それぞれの地域で特徴ある景観が見られます。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって様々です。

そこで、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』に指定します。この景観形成重点地区では、恵那市景観計画との整合性を図りながら、地区独自の基準による届出制度の運用や景観形成住民協定の適用、景観地区・準景観地区への位置づけなど、景観法等に基づく諸制度の活用により、積極的な景観形成を進めていきます。

2. 景観形成重点地区の指定の手順・景観形成の進め方

景観形成重点地区の指定は、①地域別景観計画の検討を通じ、景観を阻害する行為の規制・誘導の必要性が認識され、地域別景観計画の中で地区独自の景観形成基準や届出基準等を設定する場合に指定するタイプと、②本市の“顔”として重要な地区や、景観の変化に対して緊急な対応が必要な地区など、景観の保全・形成の必要性や緊急性の高い地区を指定するタイプの2通りを想定します。後者のタイプの場合は、市が先導する形で地区住民の参加を呼びかけ、地区独自の景観形成基準や届出基準等を検討します。

両タイプとも地区住民等の合意形成が図られた段階で「景観形成重点地区」に指定し、指定後もその後の取り組みがより発展するよう、継続的な支援を行います。

(景観形成重点地区の候補例)



大井宿の歴史的町並み地区



岩村町本通りの歴史的町並み地区

準備段階

景観形成重点地区候補

- 地域別景観計画に地区独自の景観形成基準や届出基準等を盛り込む地区
- 景観の保全・形成の必要性や緊急性の高い地区

参加呼びかけ・準備会等の設置

検討段階

【地区の景観の現状・課題の把握
(地域別景観計画の検討)】
ワークショップ、まち歩き、勉強会 等

【地区独自の基準等の検討】
○重点地区の範囲の検討・設定
○地区独自の景観形成基準、届出基準の検討・設定

【地区説明会等の開催・合意形成】

【市の支援】

- ◇協議の場の提供
- ◇情報の提供
- ◇専門家の派遣
- ◇基準案の提案 等

景観形成重点地区の指定・告示

運用・発展段階

- ◇景観法に基づく届出制度の運用
地区独自の景観形成基準・届出基準に基づく景観形成の誘導
- ◇景観形成住民協定の締結
土地所有者等の2/3以上の合意に基づく景観形成のルールづくり
- ◇景観地区・準景観地区への指定（景観法第61条、第74条）
景観法に基づく審査に加え、建築基準法に基づく建築確認によるきめ細かな景観形成が必要な場合に指定を検討
- ◇その他の制度活用
地区の状況に応じ、都市計画法の高度地区や特別用途地区、屋外広告物条例の活用を検討

● 第 10 章 今後の進め方

今後は、本計画に定めた方針や基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくこととなりますが、特に以下に示す取り組みを中心的に進めていきます。

1. 各地域の個性を生かした景観づくり

景観形成の基本方針でも示したように、本市の景観形成にあたっては市内の 13 地域に着目し、それぞれの地域の特色や個性を生かした景観形成を図るため、地域の実情に応じて地域別景観計画を策定するとともに、各地域が独自に良好な景観形成に関する取り組みを進めていけるような体制づくりを行います。

①地域別景観計画の策定

第 8 章でも示したように、本市では、より地域の個性を配慮した質の高い景観形成を図ることを目的に、市内の 13 地域を基本単位として、それぞれの地域における景観形成の方向性と、その実現のための取り組み施策を定めた地域別景観計画の策定を進めていきます。

②地域の景観形成に関する推進組織づくり

各地域協議会等を中心とし、策定した地域別景観計画に基づく取り組みや、地域独自の基準の設定、地域の景観形成に関わる意思決定を行う推進組織づくりを行います。また、将来的にはこの地域ごとの推進組織が中心となり、届出行為に対する景観計画への適合判断を行えるようにしていきます。

2. 規制・誘導等による景観の保全・形成

本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区の指定と各種基準の設定、景観形成住民協定の締結促進、屋外広告物条例の制定等を進め、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

①景観形成重点地区の指定

第 9 章で示した景観形成重点地区の指定手順に基づき、恵那市景観計画との整合性を図りながら、地区独自の基準による届出制度の運用や景観形成住民協定の締結、景観地区・準景観地区への位置づけなど、景観法等に基づく諸制度の活用により、積極的な景観形成を進めていく景観形成重点地区の指定を進めます。

②景観形成住民協定の締結促進

景観形成住民協定は、土地所有者等の 2 / 3 以上の合意のもと、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめの細かいルールを取り決めることが可能な制度です。

景観法に基づく景観協定は、土地所有者等の全員の合意が必要となりますが、本市では同制度をより活用しやすくするために、協定の締結条件を「土地所有者等の 2 / 3 以上の合意」とし、恵那市景観条例に基づく本市独自の「景観形成住民協定」制度として運用します。本市では、市民による同制度の活用を積極的に支援します。

③景観農業振興地域整備計画の策定

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、第7章に示した事項を踏まえ、市内の農業振興地域を対象とし、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定します。

④屋外広告物条例の制定

景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、第4章で示した配慮事項に基づき、今後、市独自の屋外広告物条例を制定し、色彩も含めた適切な規制・誘導を図ります。

⑤関係法令の制度等の活用

景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、都市計画区域の見直しや準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。

また、「文化財保護法」に基づく文化的景観の保護制度を活用した棚田景観の保全、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を進めます。

3. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠になります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

①景観に関する普及・啓発活動の実施

景観形成の重要性や本景観計画の普及・啓発のための地域説明会やシンポジウム等を積極的に開催するとともに、市のホームページや広報誌等を活用し、規制誘導に関わる制度適用の必要性やその効果、景観まちづくりに対する支援制度の内容、また景観に関わる講演会や勉強会の開催案内等、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図ります。

②顕彰制度・支援制度の創設

市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する制度の創設を検討します。

また、建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、景観計画に定める基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援制度を検討します。

③景観まちづくり市民事業の推進

市民発意による良好な景観形成に関わる取り組みを推進するために、沿道における花の植栽や耕作放棄地における景観形成作物の栽培、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動、景観資源の調査等、既に行われている取り組みも含め、市民が主体的に実施する景観形成の取り組みを支援します。

4. 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成するために、景観審議会を組織し、効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。

①全庁的な事業調整・連絡会議の設置

行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整・連携会議を設置して情報の共有を図り、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

②景観審議会の立ち上げ

行為の届出に対する景観計画への適合審査、景観形成重点地区や景観重要建造物・樹木の指定等、本市の景観に関わる重要事項について、中立・公平な立場で専門的な調査・審議を行う景観審議会を立ち上げます。景観審議会は地域の代表者や有識者等で組織し、市長の諮問に応じて、主に以下の事項について調査・審議を行うことを想定します。また審議においては、必要に応じて地域の意見を取り入れます。

- 景観計画や景観条例の変更・修正
- 景観形成重点地区の指定
- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出に関する決定事項
- 景観重要建造物・樹木に関する指定、変更
- その他、景観形成上重要な事項 等

③景観アドバイザーの設置

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる体制づくりを行います。

- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議
- 公共施設の整備に関する助言
- 市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等